

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表へー1 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象建物及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
屋外	付属建物第2核燃料倉庫	1式	改造
屋外	付属建物容器管理棟	1式	改造

表へー2 第2核燃料倉庫の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 <sup>(注)</sup>	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書-建2 V. 第2核燃料倉庫の耐震計算書 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添説建3-V.1.4-1表 竜巻に対する補強部位 参照)
4-a. エキスパンションジョイント改造	地震時の変位量を考慮した間隔を設定し、地震時に生じる変位を吸収 (添付説明書-建2付録2)	—
4-b. 鉄扉交換	—	新しい鉄扉に交換することで補強

注) : ・4. 工事の方法 4.1-1 第2核燃料倉庫(1)手順 参照  
 ・表へ建-2-1 第2核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表 参照  
 ・I-2 検査の項目及び方法 表1-3-4 参照  
 ・図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

表へー3 容器管理棟の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 <sup>(注)</sup>	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書-建2 VI. 容器管理棟の耐震計算書 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添説建3-VI.1.4-1表 竜巻に対する補強部位 参照)
5-a. エキスパンションジョイント改造	地震時の変位量を考慮した間隔を設定し、地震時に生じる変位を吸収 (添付説明書-建2付録2)	—
5-b. 鉄扉補強	—	既存鉄扉の補強
5-c. 外壁更新	—	既存壁をサイディングに交換することで補強

注) : ・4. 工事の方法 4.1-2 容器管理棟(1)手順 参照  
 ・表へ建-2-2 容器管理棟 主要な構造材の仕様表 参照  
 ・I-2 検査の項目及び方法 表1-3-5 参照  
 ・図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

変更後

表へー1 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象建物及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
屋外	付属建物第2核燃料倉庫	1式	改造
屋外	付属建物容器管理棟	1式	改造

表へー2 第2核燃料倉庫の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 <sup>(注)</sup>	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書-建2 V. 第2核燃料倉庫の耐震計算書 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添説建3-V.1.4-1表 竜巻に対する補強部位 参照)	火災等による損傷の防止に関する説明書 (添付説明書-建1参照)
4-a. エキスパンションジョイント改造	地震時の変位量を考慮した間隔を設定し、地震時に生じる変位を吸収 (添付説明書-建2付録2)	—	—
4-b. 鉄扉交換	—	新しい鉄扉に交換することで補強	—
4-c. 鉄扉補強	—	—	鉄扉のガラリを鋼板で補修することで火災区域外への延焼防止

注) : ・4. 工事の方法 4.1-1 第2核燃料倉庫(1)手順 参照  
 ・表へ建-2-1 第2核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表 参照  
 ・I-2 検査の項目及び方法 表1-3-4 参照  
 ・図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

表へー3 容器管理棟の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 <sup>(注)</sup>	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書-建2 VI. 容器管理棟の耐震計算書 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添説建3-VI.1.4-1表 竜巻に対する補強部位 参照)
5-a. エキスパンションジョイント改造	地震時の変位量を考慮した間隔を設定し、地震時に生じる変位を吸収 (添付説明書-建2付録2)	—
5-b. 鉄扉補強	—	既存鉄扉の補強
5-c. 外壁更新	—	既存壁をサイディングに交換することで補強

注) : ・4. 工事の方法 4.1-2 容器管理棟(1)手順 参照  
 ・表へ建-2-2 容器管理棟 主要な構造材の仕様表 参照  
 ・I-2 検査の項目及び方法 表1-3-5 参照  
 ・図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

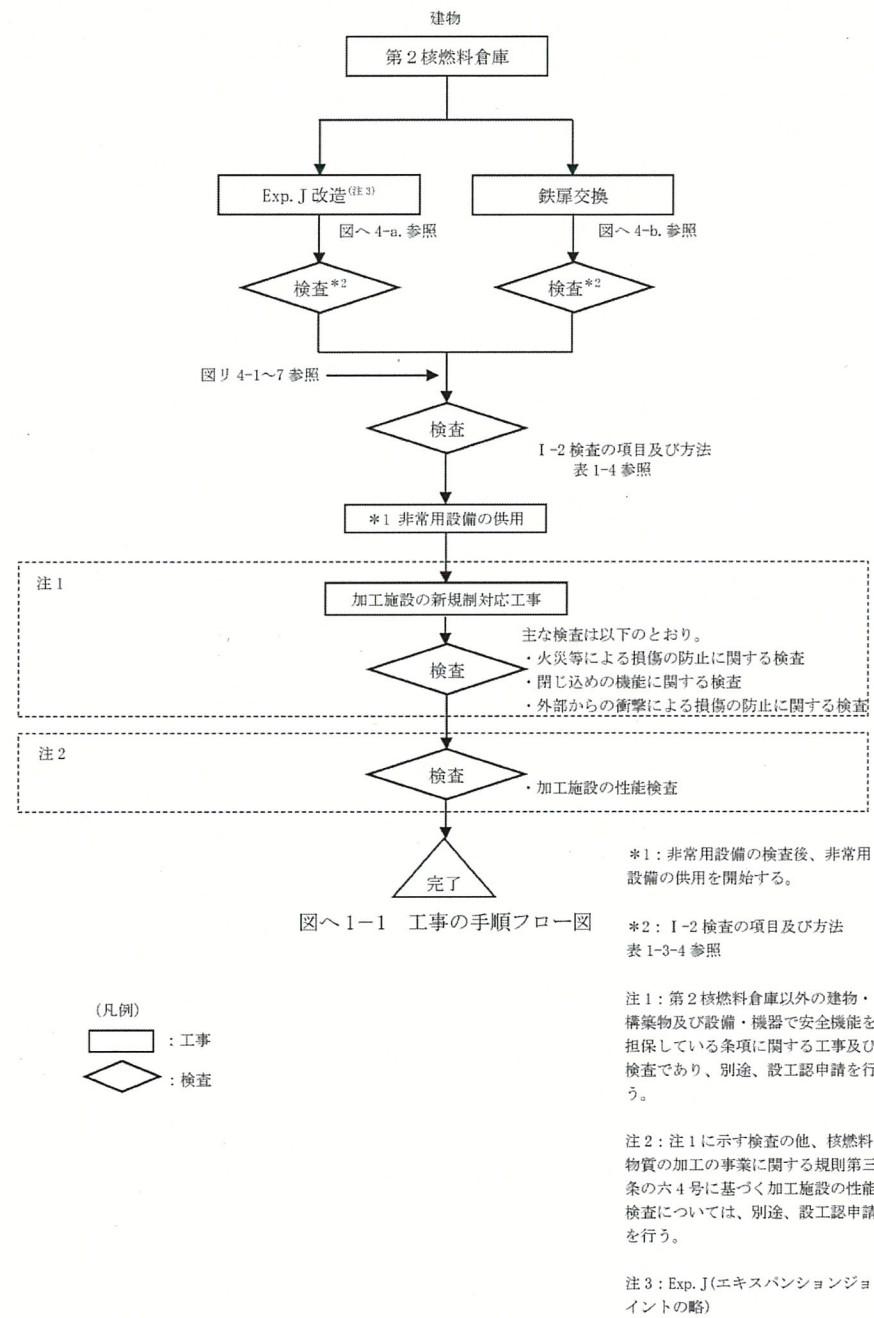


変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由
<p>4. 工事の方法</p> <p>4. 1. 建物・構築物</p> <p>本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。</p> <p>4. 1-1 第2核燃料倉庫</p> <p>(1) 手順</p> <p>今回申請の第2核燃料倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順(図へ1-1参照)により行う。また、第2核燃料倉庫の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を4-a.~4-b.に示す。</p> <p>なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、今回申請の非常用設備の取り外し対象機器を表り-10に示す。工事に当たっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫には核燃料物質が保管されているが、本工事は前室の鉄扉の交換であり、本工事は範囲及び本工事は影響範囲に核燃料物質はない。</li> <li>気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。</li> <li>第1種管理区域の境界にあるエキスパンションジョイントの改造工事、鉄扉の交換工事にあたり、建物に開口部が設けられる場合には、周囲に仮囲いを設けて目張り等の養生を実施し、負圧を維持する。なお管理区分境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。</li> <li>第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去、取り外し、開口部を設ける際には、その工事エリア周辺を事前に除染し、汚染がないことを確認した上で、仮囲い、目張り等の養生を実施し、負圧を維持する。また保安規定に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。</li> <li>建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。</li> </ul> <p>4-a. エキスパンションジョイント改造<sup>(註1)</sup>：耐竜巻性能向上(F1竜巻荷重)等のために工場棟転換工場及び除染室・分析室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する</p> <p>配置を図イ建-5(1/3)及び図へ建-1~3に示す</p> <p>4-b. 鉄扉交換<sup>(註2)</sup>：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために第2核燃料倉庫前室の鉄扉を新たな鉄扉に交換する</p> <p>配置を図イ建-9及び図へ建-1~2に、建具表を図イ建-12に示す</p> <p>注)：適用指針</p> <p>注1) 建築用エキスパンションジョイントの手引き (日本エキスパンションジョイント工業会)</p> <p>注2) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 — (日本建築学会)</p>	<p>4. 工事の方法</p> <p>4. 1. 建物・構築物</p> <p>本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。</p> <p>4. 1-1 第2核燃料倉庫</p> <p>(1) 手順</p> <p>今回申請の第2核燃料倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順(図へ1-1参照)により行う。また、第2核燃料倉庫の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を4-a.~4-b.に示す。</p> <p>なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、今回申請の非常用設備の取り外し対象機器を表り-10に示す。工事に当たっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫には核燃料物質が保管されているが、本工事は前室の鉄扉の交換であり、本工事は範囲及び本工事は影響範囲に核燃料物質はない。</li> <li>気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。</li> <li>第1種管理区域の境界にあるエキスパンションジョイントの改造工事、鉄扉の交換工事にあたり、建物に開口部が設けられる場合には、周囲に仮囲いを設けて目張り等の養生を実施し、負圧を維持する。なお管理区分境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。</li> <li>第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去、取り外し、開口部を設ける際には、その工事エリア周辺を事前に除染し、汚染がないことを確認した上で、仮囲い、目張り等の養生を実施し、負圧を維持する。また保安規定に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。</li> <li>建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。</li> </ul> <p>4-a. エキスパンションジョイント改造<sup>(註1)</sup>：耐竜巻性能向上(F1竜巻荷重)等のために工場棟転換工場及び除染室・分析室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する</p> <p>配置を図イ建-5(1/3)及び図へ04-02-04-02-建-1~3に示す</p> <p>4-b. 鉄扉交換<sup>(註2)</sup>：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために第2核燃料倉庫前室の鉄扉を新たな鉄扉に交換する</p> <p>配置を図イ建-9及び図へ建-1~2に、建具表を図イ建-12に示す</p> <p><b>4-c. 鉄扉補強：火災区域外への延焼防止を目的に第2核燃料倉庫の鉄扉(1階：SD-91)のガラリを火災時に閉止する鋼板により補修する。</b></p> <p>注)：適用指針</p> <p>注1) 建築用エキスパンションジョイントの手引き (日本エキスパンションジョイント工業会)</p> <p>注2) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 — (日本建築学会)</p>	<p>鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは**黒線囲い**、変更箇所を赤文字下線もしくは**赤線囲い**で示す。

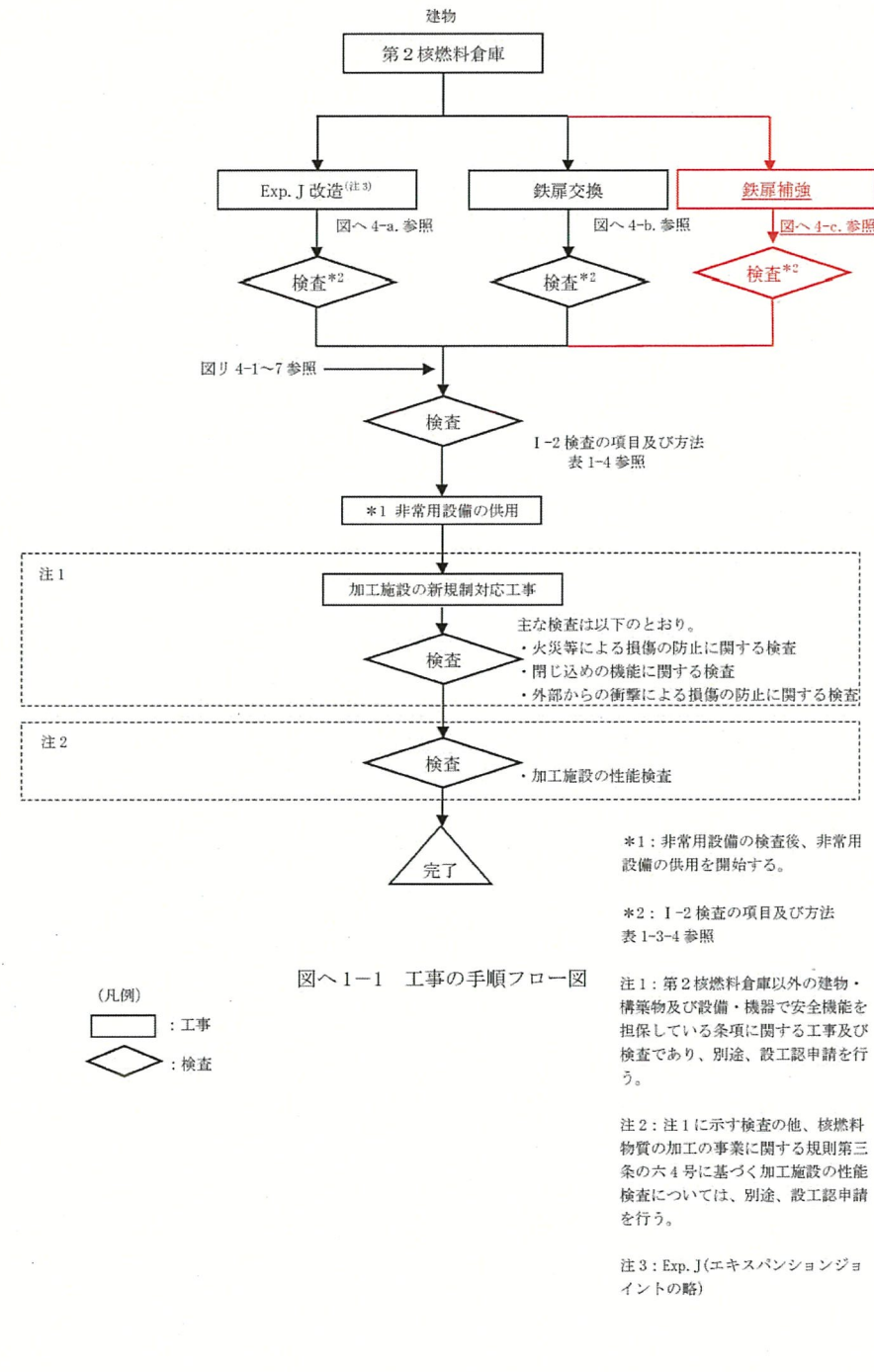


変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



201

変更後



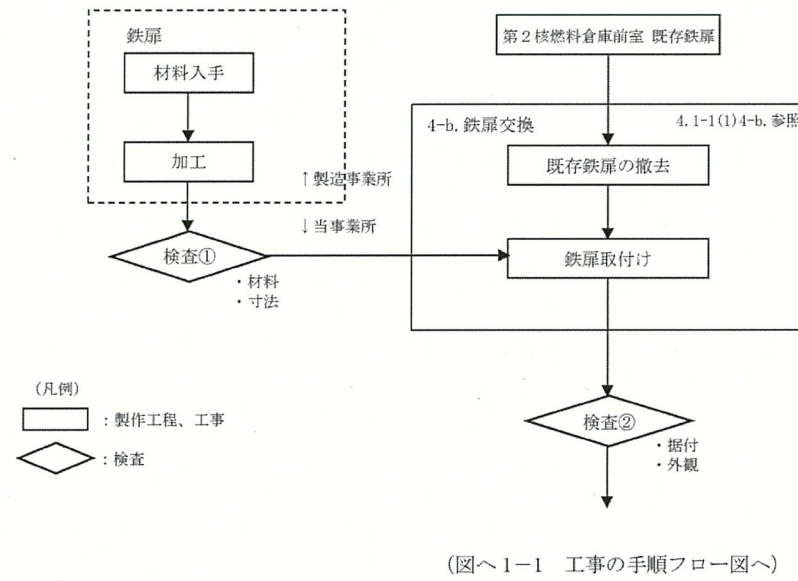
201

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

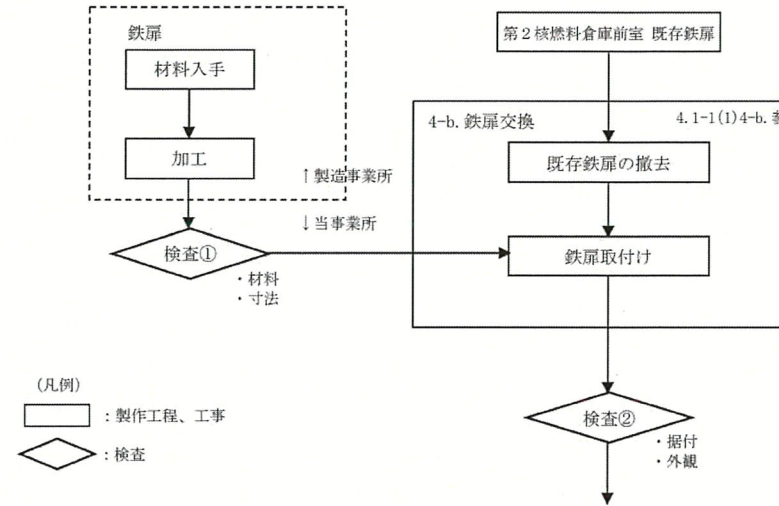
変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



図へ 4-b. 鉄扉交換の手順フロー図

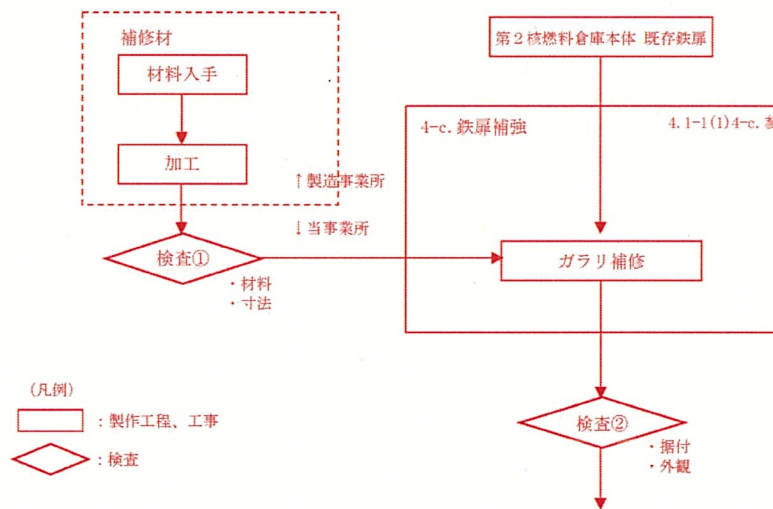
203

変更後



図へ 4-b. 鉄扉交換の手順フロー図

203



図へ 4-c. 鉄扉補強の手順フロー図

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

変更後

変更理由

表へ建-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(1/14)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成28年11月1日付)
設備・機器名称		(855)建物 付属建物 第2核燃料倉庫 (856)堰(内部溢水止水用) (890,891)非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1)参照
機器名		付属建物第2核燃料倉庫 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路
変更内容		改造 1.建物の改造工事 1-1.耐震性能向上のために以下の補強を行う ・エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場及び除染室・分析室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2.耐電巻性能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉交換(交換により延焼防止も向上) F1 電巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために第2核燃料倉庫前室の鉄扉を新たな鉄扉に交換する 2.非常用設備の変更 2-1.非常用設備の新設 ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体及び前室の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) 2-2.非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設 本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る 2-3.非常用設備の仮移設及び改造 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設及び改造 第2核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る

217

表へ建-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(1/14)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
設備・機器名称		(855)建物 付属建物 第2核燃料倉庫 (856)堰(内部溢水止水用) (890,891)非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1)参照
機器名		付属建物第2核燃料倉庫 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路
変更内容		改造 1.建物の改造工事 1-1.耐震性能向上のために以下の補強を行う ・エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場及び除染室・分析室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2.耐電巻性能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉交換(交換により延焼防止も向上) F1 電巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために第2核燃料倉庫前室の鉄扉を新たな鉄扉に交換する <u>1-3.火災区域外への延焼防止のために以下の補強を行う</u> <u>・鉄扉補強</u> <u>第2核燃料倉庫本体の既設の鉄扉のガタリを火災時に閉止する御坂により補修する</u> 2.非常用設備の変更 2-1.非常用設備の新設 ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体及び前室の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) 2-2.非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設 本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る 2-3.非常用設備の仮移設及び改造 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設及び改造 第2核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る

217

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由				
<p style="text-align: center;">表へ建-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4/14)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 90%;"> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。なお、防火水槽及び電源喪失時における消火用の可搬消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 屋外消火栓：不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図り建-35参照)</li> <li>◦ 各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下(図り建-35参照)</li> <li>◦ 建物各部から防火水槽までの水平距離：100m以下(図り建-35-2参照)</li> <li>◦ 20mホース2本を設置する消火栓の位置：図り建-35参照</li> </ul> </li> </ul> <p>屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図り建-35-1参照</p> <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2核燃料倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 主要構造材を表へ建-2-1に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用)) [856]：ステンレス鋼(固定式)(配置を図り建-58に示す)</li> </ul> </li> <li>・ 使用材料：表へ建-2-1参照</li> </ul> <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図り建-6のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4] 第2核燃料倉庫本体各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(1) [608]で構成される。気体廃棄設備(1)は、次回以降申請する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 火災区域毎の材料及び厚さ：図り建-8-1(3/4)参照</li> </ul> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図り建-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図り建-8-1(3/4)参照</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火シールの材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第一項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">220</p>	技術基準に基づく設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。なお、防火水槽及び電源喪失時における消火用の可搬消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 屋外消火栓：不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図り建-35参照)</li> <li>◦ 各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下(図り建-35参照)</li> <li>◦ 建物各部から防火水槽までの水平距離：100m以下(図り建-35-2参照)</li> <li>◦ 20mホース2本を設置する消火栓の位置：図り建-35参照</li> </ul> </li> </ul> <p>屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図り建-35-1参照</p> <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2核燃料倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 主要構造材を表へ建-2-1に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用)) [856]：ステンレス鋼(固定式)(配置を図り建-58に示す)</li> </ul> </li> <li>・ 使用材料：表へ建-2-1参照</li> </ul> <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図り建-6のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4] 第2核燃料倉庫本体各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(1) [608]で構成される。気体廃棄設備(1)は、次回以降申請する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 火災区域毎の材料及び厚さ：図り建-8-1(3/4)参照</li> </ul> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図り建-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図り建-8-1(3/4)参照</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火シールの材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第一項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</li> </ul> </li> </ul>	<p style="text-align: center;">表へ建-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4/14)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 90%;"> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。なお、防火水槽及び電源喪失時における消火用の可搬消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 屋外消火栓：不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図り建-35参照)</li> <li>◦ 各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下(図り建-35参照)</li> <li>◦ 建物各部から防火水槽までの水平距離：100m以下(図り建-35-2参照)</li> <li>◦ 20mホース2本を設置する消火栓の位置：図り建-35参照</li> </ul> </li> </ul> <p>屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図り建-35-1参照</p> <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2核燃料倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 主要構造材を表へ建-2-1に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用)) [856]：ステンレス鋼(固定式)(配置を図り建-56に示す)</li> </ul> </li> <li>・ 使用材料：表へ建-2-1参照</li> </ul> <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図り建-6のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4] 第2核燃料倉庫本体各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(1) [608]で構成される。気体廃棄設備(1)は、次回以降申請する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 火災区域毎の材料及び厚さ：図り建-8-1(3/4)参照</li> </ul> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。 <u>防火扉のガラリに設置する補修材は、火災時に温度ヒューズが溶断し、落下閉止する鋼板により延焼を防止する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図り建-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図り建-8-1(3/4)参照</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火シールの材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第一項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">220</p>	技術基準に基づく設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。なお、防火水槽及び電源喪失時における消火用の可搬消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 屋外消火栓：不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図り建-35参照)</li> <li>◦ 各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下(図り建-35参照)</li> <li>◦ 建物各部から防火水槽までの水平距離：100m以下(図り建-35-2参照)</li> <li>◦ 20mホース2本を設置する消火栓の位置：図り建-35参照</li> </ul> </li> </ul> <p>屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図り建-35-1参照</p> <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2核燃料倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 主要構造材を表へ建-2-1に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用)) [856]：ステンレス鋼(固定式)(配置を図り建-56に示す)</li> </ul> </li> <li>・ 使用材料：表へ建-2-1参照</li> </ul> <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図り建-6のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4] 第2核燃料倉庫本体各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(1) [608]で構成される。気体廃棄設備(1)は、次回以降申請する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 火災区域毎の材料及び厚さ：図り建-8-1(3/4)参照</li> </ul> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。 <u>防火扉のガラリに設置する補修材は、火災時に温度ヒューズが溶断し、落下閉止する鋼板により延焼を防止する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図り建-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図り建-8-1(3/4)参照</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火シールの材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第一項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</li> </ul> </li> </ul>	<p>鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
技術基準に基づく設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。なお、防火水槽及び電源喪失時における消火用の可搬消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 屋外消火栓：不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図り建-35参照)</li> <li>◦ 各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下(図り建-35参照)</li> <li>◦ 建物各部から防火水槽までの水平距離：100m以下(図り建-35-2参照)</li> <li>◦ 20mホース2本を設置する消火栓の位置：図り建-35参照</li> </ul> </li> </ul> <p>屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図り建-35-1参照</p> <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2核燃料倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 主要構造材を表へ建-2-1に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用)) [856]：ステンレス鋼(固定式)(配置を図り建-58に示す)</li> </ul> </li> <li>・ 使用材料：表へ建-2-1参照</li> </ul> <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図り建-6のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4] 第2核燃料倉庫本体各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(1) [608]で構成される。気体廃棄設備(1)は、次回以降申請する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 火災区域毎の材料及び厚さ：図り建-8-1(3/4)参照</li> </ul> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図り建-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図り建-8-1(3/4)参照</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火シールの材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第一項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</li> </ul> </li> </ul>					
技術基準に基づく設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。なお、防火水槽及び電源喪失時における消火用の可搬消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 屋外消火栓：不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図り建-35参照)</li> <li>◦ 各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下(図り建-35参照)</li> <li>◦ 建物各部から防火水槽までの水平距離：100m以下(図り建-35-2参照)</li> <li>◦ 20mホース2本を設置する消火栓の位置：図り建-35参照</li> </ul> </li> </ul> <p>屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図り建-35-1参照</p> <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2核燃料倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 主要構造材を表へ建-2-1に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用)) [856]：ステンレス鋼(固定式)(配置を図り建-56に示す)</li> </ul> </li> <li>・ 使用材料：表へ建-2-1参照</li> </ul> <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図り建-6のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4] 第2核燃料倉庫本体各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(1) [608]で構成される。気体廃棄設備(1)は、次回以降申請する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 火災区域毎の材料及び厚さ：図り建-8-1(3/4)参照</li> </ul> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。 <u>防火扉のガラリに設置する補修材は、火災時に温度ヒューズが溶断し、落下閉止する鋼板により延焼を防止する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図り建-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図り建-8-1(3/4)参照</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火シールの材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第一項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</li> </ul> </li> </ul>					

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由																																																																				
<p style="text-align: center;">表へ建-2-1 付属建物第2核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表(2/2)</p> <p>耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様</p> <table border="1" data-bbox="338 474 1175 835"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様(工事番号及び工事名称)</th> <th>対象図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震性能向上</td> <td>(1)本体及び前室 4-a. エキスパンションジョイント改造 鋼板:板厚(屋外) <input type="text"/>mm (屋内) <input type="text"/>mm 止水シート:厚さ <input type="text"/>mm</td> <td>(1)本体及び前室 4-a. 図イ建-5(1/3)、 図へ建-1~3 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建2- 付録2</td> </tr> <tr> <td>耐竜巻性能向上</td> <td>(1)本体 補強なし (2)前室 4-b. 鉄扉交換 鋼板:板厚 <input type="text"/>mm</td> <td>(1)本体 補強なし (2)前室 4-b. 図イ建-9、12、 図へ建-1~2 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建3-V</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様</p> <table border="1" data-bbox="338 911 1175 1306"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>仕様</th> <th>対象図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)堰(固定式)<sup>(注1)</sup></td> <td>①設置箇所:本体、前室 ②使用部材 ・堰の高さ: <input type="text"/>mm (設計確認値: <input type="text"/>mm以上 <input type="text"/> ) ・堰の材質: <input type="text"/> ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 等辺山形鋼: <input type="text"/> 鋼板: <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質: <input type="text"/> アンカーボルト径: <input type="text"/> ・コーキング材 耐薬品性を有する <input type="text"/></td> <td>(1)堰(固定式) 図リ建-56  (参考) 添説建2-XI.3-1表 添説建2-XI.4-1表</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4.1-4(1)d. 参照</p> <p>主要な部材寸法及び材質</p> <table border="1" data-bbox="338 1402 1175 1570"> <thead> <tr> <th>工事番号及び工事名称</th> <th>区分</th> <th>部材寸法</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">4-a. エキスパンションジョイント改造</td> <td rowspan="2">新設</td> <td>鋼板:板厚(屋外) <input type="text"/>mm</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(屋内) <input type="text"/>mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4-b. 鉄扉交換</td> <td rowspan="2">新設</td> <td>止水シート:厚さ <input type="text"/>mm</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>厚さ <input type="text"/>mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 添説建2-V.1.6-1表~6-7表 添付説明書-建2-付録2 添説建3-V.1.4-1表</p> <p style="text-align: center;">243</p>	項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面	耐震性能向上	(1)本体及び前室 4-a. エキスパンションジョイント改造 鋼板:板厚(屋外) <input type="text"/> mm (屋内) <input type="text"/> mm 止水シート:厚さ <input type="text"/> mm	(1)本体及び前室 4-a. 図イ建-5(1/3)、 図へ建-1~3 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建2- 付録2	耐竜巻性能向上	(1)本体 補強なし (2)前室 4-b. 鉄扉交換 鋼板:板厚 <input type="text"/> mm	(1)本体 補強なし (2)前室 4-b. 図イ建-9、12、 図へ建-1~2 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建3-V	工事名称	仕様	対象図面	(1)堰(固定式) <sup>(注1)</sup>	①設置箇所:本体、前室 ②使用部材 ・堰の高さ: <input type="text"/> mm (設計確認値: <input type="text"/> mm以上 <input type="text"/> ) ・堰の材質: <input type="text"/> ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 等辺山形鋼: <input type="text"/> 鋼板: <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質: <input type="text"/> アンカーボルト径: <input type="text"/> ・コーキング材 耐薬品性を有する <input type="text"/>	(1)堰(固定式) 図リ建-56  (参考) 添説建2-XI.3-1表 添説建2-XI.4-1表	工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質	4-a. エキスパンションジョイント改造	新設	鋼板:板厚(屋外) <input type="text"/> mm		(屋内) <input type="text"/> mm	4-b. 鉄扉交換	新設	止水シート:厚さ <input type="text"/> mm		厚さ <input type="text"/> mm	<p style="text-align: center;">表へ建-2-1 付属建物第2核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表(2/2)</p> <p>耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様</p> <table border="1" data-bbox="1460 474 2297 945"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様(工事番号及び工事名称)</th> <th>対象図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震性能向上</td> <td>(1)本体及び前室 4-a. エキスパンションジョイント改造 鋼板:板厚(屋外) <input type="text"/>mm (屋内) <input type="text"/>mm 止水シート:厚さ <input type="text"/>mm</td> <td>(1)本体及び前室 4-a. 図イ建-5(1/3)、 図へ建-1~3 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建2- 付録2</td> </tr> <tr> <td>耐竜巻性能向上</td> <td>(1)本体 補強なし (2)前室 4-b. 鉄扉交換 鋼板:板厚 <input type="text"/>mm</td> <td>(1)本体 補強なし (2)前室 4-b. 図イ建-9、12、 図へ建-1~2 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建3-V</td> </tr> <tr> <td>その他 延焼防止 性能向上</td> <td>(1)本体 4-c. 鉄扉補強 鋼板(補修材):板厚 <input type="text"/>mm 枠材(補修材):アルミニウム合金</td> <td>(1)本体 4-c. 図へ建-1~2 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建1</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様</p> <table border="1" data-bbox="1460 995 2297 1390"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>仕様</th> <th>対象図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)堰(固定式)<sup>(注1)</sup></td> <td>①設置箇所:本体、前室 ②使用部材 ・堰の高さ: <input type="text"/>mm (設計確認値: <input type="text"/>mm以上 <input type="text"/> ) ・堰の材質: <input type="text"/> ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 等辺山形鋼: <input type="text"/> 鋼板: <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質: <input type="text"/> アンカーボルト径: <input type="text"/> ・コーキング材 耐薬品性を有する <input type="text"/></td> <td>(1)堰(固定式) 図リ建-56  (参考) 添説建2-XI.3-1表 添説建2-XI.4-1表</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4.1-4(1)d. 参照</p> <p>主要な部材寸法及び材質</p> <table border="1" data-bbox="1460 1440 2297 1625"> <thead> <tr> <th>工事番号及び工事名称</th> <th>区分</th> <th>部材寸法</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">4-a. エキスパンションジョイント改造</td> <td rowspan="2">新設</td> <td>鋼板:板厚(屋外) <input type="text"/>mm</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(屋内) <input type="text"/>mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4-b. 鉄扉交換</td> <td rowspan="2">新設</td> <td>止水シート:厚さ <input type="text"/>mm</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>厚さ <input type="text"/>mm</td> </tr> <tr> <td>4-b. 鉄扉交換</td> <td>新設</td> <td>鋼板:板厚 1.6mm</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4-c. 鉄扉補強</td> <td>新設</td> <td>鋼板(補修材):板厚 <input type="text"/>mm 枠材(補修材):W721×H621</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 添説建2-V.1.6-1表~6-7表 添付説明書-建2-付録2 添説建3-V.1.4-1表</p> <p style="text-align: center;">243</p>	項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面	耐震性能向上	(1)本体及び前室 4-a. エキスパンションジョイント改造 鋼板:板厚(屋外) <input type="text"/> mm (屋内) <input type="text"/> mm 止水シート:厚さ <input type="text"/> mm	(1)本体及び前室 4-a. 図イ建-5(1/3)、 図へ建-1~3 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建2- 付録2	耐竜巻性能向上	(1)本体 補強なし (2)前室 4-b. 鉄扉交換 鋼板:板厚 <input type="text"/> mm	(1)本体 補強なし (2)前室 4-b. 図イ建-9、12、 図へ建-1~2 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建3-V	その他 延焼防止 性能向上	(1)本体 4-c. 鉄扉補強 鋼板(補修材):板厚 <input type="text"/> mm 枠材(補修材):アルミニウム合金	(1)本体 4-c. 図へ建-1~2 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建1	工事名称	仕様	対象図面	(1)堰(固定式) <sup>(注1)</sup>	①設置箇所:本体、前室 ②使用部材 ・堰の高さ: <input type="text"/> mm (設計確認値: <input type="text"/> mm以上 <input type="text"/> ) ・堰の材質: <input type="text"/> ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 等辺山形鋼: <input type="text"/> 鋼板: <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質: <input type="text"/> アンカーボルト径: <input type="text"/> ・コーキング材 耐薬品性を有する <input type="text"/>	(1)堰(固定式) 図リ建-56  (参考) 添説建2-XI.3-1表 添説建2-XI.4-1表	工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質	4-a. エキスパンションジョイント改造	新設	鋼板:板厚(屋外) <input type="text"/> mm		(屋内) <input type="text"/> mm	4-b. 鉄扉交換	新設	止水シート:厚さ <input type="text"/> mm		厚さ <input type="text"/> mm	4-b. 鉄扉交換	新設	鋼板:板厚 1.6mm		4-c. 鉄扉補強	新設	鋼板(補修材):板厚 <input type="text"/> mm 枠材(補修材):W721×H621	<p>鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面																																																																				
耐震性能向上	(1)本体及び前室 4-a. エキスパンションジョイント改造 鋼板:板厚(屋外) <input type="text"/> mm (屋内) <input type="text"/> mm 止水シート:厚さ <input type="text"/> mm	(1)本体及び前室 4-a. 図イ建-5(1/3)、 図へ建-1~3 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建2- 付録2																																																																				
耐竜巻性能向上	(1)本体 補強なし (2)前室 4-b. 鉄扉交換 鋼板:板厚 <input type="text"/> mm	(1)本体 補強なし (2)前室 4-b. 図イ建-9、12、 図へ建-1~2 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建3-V																																																																				
工事名称	仕様	対象図面																																																																				
(1)堰(固定式) <sup>(注1)</sup>	①設置箇所:本体、前室 ②使用部材 ・堰の高さ: <input type="text"/> mm (設計確認値: <input type="text"/> mm以上 <input type="text"/> ) ・堰の材質: <input type="text"/> ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 等辺山形鋼: <input type="text"/> 鋼板: <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質: <input type="text"/> アンカーボルト径: <input type="text"/> ・コーキング材 耐薬品性を有する <input type="text"/>	(1)堰(固定式) 図リ建-56  (参考) 添説建2-XI.3-1表 添説建2-XI.4-1表																																																																				
工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質																																																																			
4-a. エキスパンションジョイント改造	新設	鋼板:板厚(屋外) <input type="text"/> mm																																																																				
		(屋内) <input type="text"/> mm																																																																				
4-b. 鉄扉交換	新設	止水シート:厚さ <input type="text"/> mm																																																																				
		厚さ <input type="text"/> mm																																																																				
項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面																																																																				
耐震性能向上	(1)本体及び前室 4-a. エキスパンションジョイント改造 鋼板:板厚(屋外) <input type="text"/> mm (屋内) <input type="text"/> mm 止水シート:厚さ <input type="text"/> mm	(1)本体及び前室 4-a. 図イ建-5(1/3)、 図へ建-1~3 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建2- 付録2																																																																				
耐竜巻性能向上	(1)本体 補強なし (2)前室 4-b. 鉄扉交換 鋼板:板厚 <input type="text"/> mm	(1)本体 補強なし (2)前室 4-b. 図イ建-9、12、 図へ建-1~2 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建3-V																																																																				
その他 延焼防止 性能向上	(1)本体 4-c. 鉄扉補強 鋼板(補修材):板厚 <input type="text"/> mm 枠材(補修材):アルミニウム合金	(1)本体 4-c. 図へ建-1~2 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建1																																																																				
工事名称	仕様	対象図面																																																																				
(1)堰(固定式) <sup>(注1)</sup>	①設置箇所:本体、前室 ②使用部材 ・堰の高さ: <input type="text"/> mm (設計確認値: <input type="text"/> mm以上 <input type="text"/> ) ・堰の材質: <input type="text"/> ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 等辺山形鋼: <input type="text"/> 鋼板: <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質: <input type="text"/> アンカーボルト径: <input type="text"/> ・コーキング材 耐薬品性を有する <input type="text"/>	(1)堰(固定式) 図リ建-56  (参考) 添説建2-XI.3-1表 添説建2-XI.4-1表																																																																				
工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質																																																																			
4-a. エキスパンションジョイント改造	新設	鋼板:板厚(屋外) <input type="text"/> mm																																																																				
		(屋内) <input type="text"/> mm																																																																				
4-b. 鉄扉交換	新設	止水シート:厚さ <input type="text"/> mm																																																																				
		厚さ <input type="text"/> mm																																																																				
4-b. 鉄扉交換	新設	鋼板:板厚 1.6mm																																																																				
4-c. 鉄扉補強	新設	鋼板(補修材):板厚 <input type="text"/> mm 枠材(補修材):W721×H621																																																																				

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表へ建-3-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 建物の各部位の仕様表 (1/2)

階 名称	種別 (1/2通り)	種別位置 (1/2通り)	部位		材質	主寸法(mm) 厚、高	工事 内容	
			火災区画境界 防火区画境界	RC 鉄骨 (1/2) + 壁 (0)				
第2核燃料倉庫 第2核燃料倉庫本体	基礎 (1/2通り)	第2核燃料倉庫本体と基礎との境界 (1/2通り)	火災区画境界 防火区画境界	RC			既設 (赤: 新設)	
	柱脚 (1/2通り)	第2核燃料倉庫本体と基礎との境界 (1/2通り)	他の建物との境界 火災区画境界	RC				
	基礎 (1/2通り)	第2核燃料倉庫本体と基礎との境界 (1/2通り)	外壁 管理区画境界 火災区画境界 防火区画境界	RC				
	基礎 (1/2通り)	第2核燃料倉庫本体と基礎との境界 (1/2通り)	外壁 管理区画境界 火災区画境界 防火区画境界	RC				
	床	第2核燃料倉庫本体の床 (既設/新設)	第2核燃料倉庫本体の床 (1/2通り)	管理区画境界 火災区画境界 防火区画境界				土間コンクリート
			第2核燃料倉庫本体の床 (1/2通り)	管理区画境界 火災区画境界 防火区画境界				
	屋根	第2核燃料倉庫本体の屋根 (1/2通り)	管理区画境界 火災区画境界 防火区画境界	RC				

変更後

表へ建-3-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 建物の各部位の仕様表 (1/2)

階 名称	種別 (1/2通り)	種別位置 (1/2通り)	部位		材質	主寸法(mm) 厚、高	工事 内容	
			火災区画境界 防火区画境界	RC 鉄骨 (1/2) + 壁 (0)				
第2核燃料倉庫 第2核燃料倉庫本体	基礎 (1/2通り)	第2核燃料倉庫本体と基礎との境界 (1/2通り)	火災区画境界 防火区画境界	RC			既設 (赤: 新設)	
	柱脚 (1/2通り)	第2核燃料倉庫本体と基礎との境界 (1/2通り)	他の建物との境界 火災区画境界	RC				
	基礎 (1/2通り)	第2核燃料倉庫本体と基礎との境界 (1/2通り)	外壁 管理区画境界 火災区画境界 防火区画境界	RC				
	基礎 (1/2通り)	第2核燃料倉庫本体と基礎との境界 (1/2通り)	外壁 管理区画境界 火災区画境界 防火区画境界	RC				
	床	第2核燃料倉庫本体の床 (既設/新設)	第2核燃料倉庫本体の床 (1/2通り)	管理区画境界 火災区画境界 防火区画境界				土間コンクリート
			第2核燃料倉庫本体の床 (1/2通り)	管理区画境界 火災区画境界 防火区画境界				
	屋根	第2核燃料倉庫本体の屋根 (1/2通り)	管理区画境界 火災区画境界 防火区画境界	RC				

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表へ建-3-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 建物の各部位の仕様表 (2/2)

階	建物名称	棟別位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚、高	図番号	工事 内容	
1階	第2核燃料倉庫	東側 (20通り)	第2核燃料倉庫前道と輸送路(2)との境界	A/C(上部)厚から1200以上 R/C(下部)厚から1200まで	鉄筋(1層)	図1建-22 図1建-2	既設	
			他の建物との境界	鉄筋(1層)				
		南側 (19通り)	第2核燃料倉庫前道と作風道(3)との境界	A/C(上部)厚から1200以上 R/C(下部)厚から1200まで	鉄筋(1層)	図1建-22 図1建-2	既設	
			他の建物との境界 火災区境界	鉄筋(1層)				
		西側 (19通り)	南側(配換工機との境界)	A/C	鉄筋(1層)	図1建-14 図1建-1	既設	
			第2核燃料倉庫本体と前道との境界	R/C				
		北側 (17通り)	東側	第2核燃料倉庫前道と他の境界	鉄筋(1層)+厚(0)	図1建-66 図1建-66	既設 (既:新設)	
					R/C			
		床	廊下	第2核燃料倉庫前道の床 (G+20通り厚)	鉄筋(30-4)厚(10)	土間コンタクト	図1建-12 図1建-56	交換 (既:新設)
				第2核燃料倉庫前道の廊下 (G+20通り厚)	A/C			

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

247

変更後

表へ建-3-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 建物の各部位の仕様表 (2/2)

階	建物名称	棟別位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚、高	図番号	工事 内容	
1階	第2核燃料倉庫	東側 (20通り)	第2核燃料倉庫前道と輸送路(2)との境界	A/C(上部)厚から1200以上 R/C(下部)厚から1200まで	鉄筋(1層)	図1建-22 図1建-2	既設	
			他の建物との境界	鉄筋(1層)				
		南側 (19通り)	第2核燃料倉庫前道と作風道(3)との境界	A/C(上部)厚から1200以上 R/C(下部)厚から1200まで	鉄筋(30-4)厚(10)	土間コンタクト	図1建-12 図1建-56	交換 (既:新設)
			他の建物との境界 火災区境界	鉄筋(30-4)厚(10)				
		西側 (19通り)	南側(輸送工機との境界)	A/C	鉄筋(1層)	図1建-14 図1建-1	既設	
			第2核燃料倉庫本体と前道との境界	R/C				
		北側 (17通り)	東側	第2核燃料倉庫前道と他の境界	鉄筋(1層)+厚(0)	図1建-66 図1建-66	既設 (既:新設)	
					R/C			
		床	廊下	第2核燃料倉庫前道の床 (G+20通り厚)	鉄筋(30-4)厚(10)	土間コンタクト	図1建-12 図1建-56	交換 (既:新設)
				第2核燃料倉庫前道の廊下 (G+20通り厚)	A/C			

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。\*両向き鉄扉のうち、一方の扉は撤去し、新設する。もう一方の扉は既設のままとなる。

247

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表ト-3-1 放射線管理棟の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 <sup>(注)</sup>	耐震性能向上の補強方法 (添説建2-Ⅲ.1.2-1表及び添説建2-VII.1.2-1表 耐震補強の概要 参照)	耐電巻性能向上の補強方法 (添説建3-Ⅲ.1.2-1表及び添説建3-VII.1.4-1表 電巻に対する補強部位 参照)
6-a. 壁新設補強	新設耐震壁補強 新設雑壁補強	—
6-b. 壁増打ち補強	増打ち耐震壁	—
6-c. 鉄骨ブレース新設	新設鉄骨ブレース	—
6-d. 屋根面ブレース追設	新設トラスブレース補強	—
6-e. 方杖追設補強	新設鉄骨方杖	—
6-f. エキスパンション ジョイント改造	地震時の変位量を考慮した間隔を設定し、地震時に生じる変位を吸収(添付説明書-建2付録2)	—
6-g. 外壁更新	外壁サイディング補強	既存壁をサイディングに交換することで補強
6-h. 鉄扉補強	—	既存鉄扉の補強
6-i. 鉄扉交換	—	新しい鉄扉に交換することで補強

注)：・4. 工事の方法 4.1-1 放射線管理棟(1)手順 参照  
 ・表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表 参照  
 ・I-2 検査の項目及び方法 表 1-3-6 参照  
 ・図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

表ト-3-2 放射線管理棟前室の工事番号及び工事名称

工事番号及び工事名称 <sup>(注)</sup>	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書-建2 Ⅷ. 放射線管理棟前室の耐震計算書 参照)	耐電巻性能向上の補強方法 (添付説明書-建3 Ⅷ. 放射線管理棟前室の電巻防護設計計算書 参照)
7-a. 放射線管理棟前室新設	—	—

注)：・4. 工事の方法 4.1-2 放射線管理棟前室(1)手順 参照  
 ・表ト建-2-2 附属建物放射線管理棟前室 主要な構造材の仕様表 参照  
 ・I-2 検査の項目及び方法 表 1-3-7 参照  
 ・図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

変更後

表ト-3-1 放射線管理棟の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 <sup>(注)</sup>	耐震性能向上の補強方法 (添説建2-Ⅲ.1.2-1表及び添説建2-VII.1.2-1表 耐震補強の概要 参照)	耐電巻性能向上の補強方法 (添説建3-Ⅲ.1.2-1表及び添説建3-VII.1.4-1表 電巻に対する補強部位 参照)	火災等の損傷の防止に関する説明書 (添付説明書-建1参照)
6-a. 壁新設補強	新設耐震壁補強 新設雑壁補強	—	間仕切り壁新設
6-b. 壁増打ち補強	増打ち耐震壁	—	—
6-c. 鉄骨ブレース新設	新設鉄骨ブレース	—	—
6-d. 屋根面ブレース追設	新設トラスブレース補強	—	—
6-e. 方杖追設補強	新設鉄骨方杖	—	—
6-f. エキスパンション ジョイント改造	地震時の変位量を考慮した間隔を設定し、地震時に生じる変位を吸収(添付説明書-建2付録2)	—	—
6-g. 外壁更新	外壁サイディング補強	既存壁をサイディングに交換することで補強	—
6-h. 鉄扉補強	—	既存鉄扉の補強	通路(4)と廃水処理室、廃棄物缶詰室の境界にある鉄扉のガラリを閉塞することで延焼防止
6-i. 鉄扉交換	—	新しい鉄扉に交換することで補強	—

注)：・4. 工事の方法 4.1-1 放射線管理棟(1)手順 参照  
 ・表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表 参照  
 ・I-2 検査の項目及び方法 表 1-3-6 参照  
 ・図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

表ト-3-2 放射線管理棟前室の工事番号及び工事名称

工事番号及び工事名称 <sup>(注)</sup>	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書-建2 Ⅷ. 放射線管理棟前室の耐震計算書 参照)	耐電巻性能向上の補強方法 (添付説明書-建3 Ⅷ. 放射線管理棟前室の電巻防護設計計算書 参照)
7-a. 放射線管理棟前室新設	—	—

注)：・4. 工事の方法 4.1-2 放射線管理棟前室(1)手順 参照  
 ・表ト建-2-2 附属建物放射線管理棟前室 主要な構造材の仕様表 参照  
 ・I-2 検査の項目及び方法 表 1-3-7 参照  
 ・図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

変更理由

鉄扉/耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉/耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

変更後

変更理由

表ト-4 除染室・分析室の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 (注)	耐震性能向上の補強方法 (添説建2-IX.1.2-1表 耐震補強の概要 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添説建3-IX.1.4-1表 竜巻に対する補強部位 参照)	火災等による損傷の防止に関する説明書 (添付説明書-建1 参照)
8-a. 柱脚補強	根巻き柱脚増打ち補強	—	—
8-b. 鉄骨ブレース交換補強	新設鉄骨鉛直ブレース補強	—	—
8-c. 屋根面鉄骨補強	屋根面新設鉄骨補強 新設方杖補強 梁座屈止め補強 梁接合部溶接補強	—	—
8-d. 間仕切り壁更新	—	—	作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新することで延焼防止
8-e. エキスパンションジョイント改造	地震時の変位量を考慮した間隔を設定し、地震時に生じる変位を吸収(添付説明書-建2付録2)	—	—
8-f. 外壁サイディング補強	新設基礎補強 新設基礎梁補強 新設杭補強 外壁サイディング補強	既存ALC壁残置で外壁サイディング補強	—
8-g. 鉄扉補強	—	既存鉄扉の補強	—
8-h. 鉄扉及びシャッタ交換	—	新しい鉄扉及びシャッタに交換することで補強	—
8-i. 折板追設補強	新設高強度折板補強	既存屋根の折板追設で補強(既存折板残置)	—

注) : ・4. 工事の方法 4.1-3 除染室・分析室(1)手順 参照  
 ・表ト建-2-3 除染室・分析室 主要な構造材の仕様表 参照  
 ・I-2 検査の項目及び方法 表1-3-8 参照  
 ・図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

表ト-4 除染室・分析室の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 (注)	耐震性能向上の補強方法 (添説建2-IX.1.2-1表 耐震補強の概要 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添説建3-IX.1.4-1表 竜巻に対する補強部位 参照)	火災等による損傷の防止に関する説明書 (添付説明書-建1 参照)
8-a. 柱脚補強	根巻き柱脚増打ち補強	—	—
8-b. 鉄骨ブレース交換補強	新設鉄骨鉛直ブレース補強	—	—
8-c. 屋根面鉄骨補強	屋根面新設鉄骨補強 新設方杖補強 梁座屈止め補強 梁接合部溶接補強	—	—
8-d. 間仕切り壁更新	—	—	作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新することで延焼防止 <u>除染室・分析室の既設のコンクリートブロック(CB)壁に沿って耐火壁を新設するとともに、作業室(2)の既設壁のガラリーを火災時に閉止する鋼板により補修することで延焼防止</u>
8-e. エキスパンションジョイント改造	地震時の変位量を考慮した間隔を設定し、地震時に生じる変位を吸収(添付説明書-建2付録2)	—	—
8-f. 外壁サイディング補強	新設基礎補強 新設基礎梁補強 新設杭補強 外壁サイディング補強	既存ALC壁残置で外壁サイディング補強	—
8-g. 鉄扉補強	—	既存鉄扉の補強	—
8-h. 鉄扉及びシャッタ交換	—	新しい鉄扉及びシャッタに交換することで補強	<u>分析室内廊下北東部の間仕切り壁に設置されている鉄扉及び作業室(2)と第2核燃料倉庫前室との境界にある鉄扉を交換することで延焼防止</u>
8-i. 折板追設補強	新設高強度折板補強	既存屋根の折板追設で補強(既存折板残置)	—

注) : ・4. 工事の方法 4.1-3 除染室・分析室(1)手順 参照  
 ・表ト建-2-3 除染室・分析室 主要な構造材の仕様表 参照  
 ・I-2 検査の項目及び方法 表1-3-8 参照  
 ・図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

鉄扉／耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉／耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由
<p>実施する。</p> <p>6-a. 壁新設補強<sup>(注1)</sup>：耐震性能向上を目的に放射線管理棟本体及び増築部に鉄筋コンクリート製の壁を新設する 配置を図ト建-5～6、11及び15～16に、壁新設補強の詳細を図ト建-21に、電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管の貫通部の配置を図イ建-6に示す</p> <p>6-b. 壁増打ち補強<sup>(注1)</sup>：耐震性能向上を目的に放射線管理棟本体の壁(15通り)に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする 配置を図ト建-5、13に、壁新設補強の概略を図ト建-19に示す</p> <p>6-c. 鉄骨ブレース新設<sup>(注2)</sup>：耐震性能向上を目的に放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の鉛直面に鉄骨ブレース(筋交い)を新設する 配置を図ト建-5及び14に、鉄骨ブレース新設の詳細を図ト建-20に示す</p> <p>6-d. 屋根面ブレース追設<sup>(注2)</sup>：耐震性能向上を目的に放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレース(筋交い)を追設する 配置を図ト建-6に示す</p> <p>6-e. 方杖追設補強<sup>(注2)</sup>：耐震性能向上を目的に放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所内壁の柱と梁の間に鉄骨の方杖を追設する 配置を図ト建-6、11及び12に、方杖追設補強の詳細を図ト建-20に示す</p> <p>6-f. エキスパンションジョイント改造<sup>(注3)</sup>：耐竜巻性能向上(F1竜巻荷重)等のために管理室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 配置を図イ建-5(1/3)及び図ト建-1～6、16に示す</p> <p>6-g. 外壁更新<sup>(注2)</sup>：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、外壁の損傷防止のために廃棄物一時貯蔵所の外壁をサイディングに更新し、廃水処理室はシャッター開口部をALC壁で閉止、同室の鉄扉は鉄扉残置で、鋼板で閉止する 配置を図ト建-1～2、5、12及び14に、廃棄物一時貯蔵所の外壁更新の詳細を図ト建-20に示す</p> <p>6-h. 鉄扉補強<sup>(注2)</sup>：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体の既存鉄扉(本体：SD-56及びSD-57)を鋼材により補強する 配置を図イ建-9及び図ト建-1～2に、建具表を図イ建-12に、鉄扉補強の概略を図イ建-13に示す</p> <p>6-i. 鉄扉交換<sup>(注2)</sup>：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体及び増築部の鉄扉(本体：SD-55、増築部：SD-83、SD-84及びSD-85)を新たな鉄扉に交換する 配置を図イ建-9及び図ト建-1～2に、建具表を図イ建-12に示す</p> <p>注)：適用指針 注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会) 注2) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 — (日本建築学会) 注3) 建築用エキスパンションジョイントの手引き (日本エキスパンションジョイント工業会)</p> <p>(2) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各</p> <p>264</p>	<p>実施する。</p> <p>6-a. 壁新設補強<sup>(注1)</sup>：耐震性能向上を目的に放射線管理棟本体及び増築部に鉄筋コンクリート製の壁を新設する <u>内部火災による延焼防止を目的に洗濯室南側の境界にある既設のコンクリートブロック(CB)壁と屋根との間に石膏ボードと鋼板による間仕切り壁を新設する</u> 配置を図ト建-5～6、11及び15～16に、壁新設補強の詳細を図ト建-21、<u>図ト建-11</u>に、電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管の貫通部の配置を図イ建-6に示す</p> <p>6-b. 壁増打ち補強<sup>(注1)</sup>：耐震性能向上を目的に放射線管理棟本体の壁(15通り)に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする 配置を図ト建-5、13に、壁新設補強の概略を図ト建-19に示す</p> <p>6-c. 鉄骨ブレース新設<sup>(注2)</sup>：耐震性能向上を目的に放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の鉛直面に鉄骨ブレース(筋交い)を新設する 配置を図ト建-5及び14に、鉄骨ブレース新設の詳細を図ト建-20に示す</p> <p>6-d. 屋根面ブレース追設<sup>(注2)</sup>：耐震性能向上を目的に放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレース(筋交い)を追設する 配置を図ト建-6に示す</p> <p>6-e. 方杖追設補強<sup>(注2)</sup>：耐震性能向上を目的に放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所内壁の柱と梁の間に鉄骨の方杖を追設する 配置を図ト建-6、11及び12に、方杖追設補強の詳細を図ト建-20に示す</p> <p>6-f. エキスパンションジョイント改造<sup>(注3)</sup>：耐竜巻性能向上(F1竜巻荷重)等のために管理室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 配置を図イ建-5(1/3)及び図ト建-1～6、16に示す</p> <p>6-g. 外壁更新<sup>(注2)</sup>：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、外壁の損傷防止のために廃棄物一時貯蔵所の外壁をサイディングに更新し、廃水処理室はシャッター開口部をALC壁で閉止、同室の鉄扉は鉄扉残置で、鋼板で閉止する 配置を図ト建-1～2、5、12及び14に、廃棄物一時貯蔵所の外壁更新の詳細を図ト建-20に示す</p> <p>6-h. 鉄扉補強<sup>(注2)</sup>：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体の既存鉄扉(本体：SD-56及びSD-57)を鋼材により補強する <u>内部火災による延焼防止を目的に通路(4)と廃水処理室、廃棄物缶詰室の境界にある鉄扉(本体：SD-111及びSD-113)のガラリーを鋼板にて閉塞する</u> 配置を図イ建-9及び図ト建-1～2に、建具表を図イ建-12に、鉄扉補強の概略を図イ建-13に示す</p> <p>6-i. 鉄扉交換<sup>(注2)</sup>：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体及び増築部の鉄扉(本体：SD-55、増築部：SD-83、SD-84及びSD-85)を新たな鉄扉に交換する 配置を図イ建-9及び図ト建-1～2に、建具表を図イ建-12に示す</p> <p>注)：適用指針 注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会) 注2) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 — (日本建築学会) 注3) 建築用エキスパンションジョイントの手引き (日本エキスパンションジョイント工業会)</p> <p>264</p>	<p>鉄扉／耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉／耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

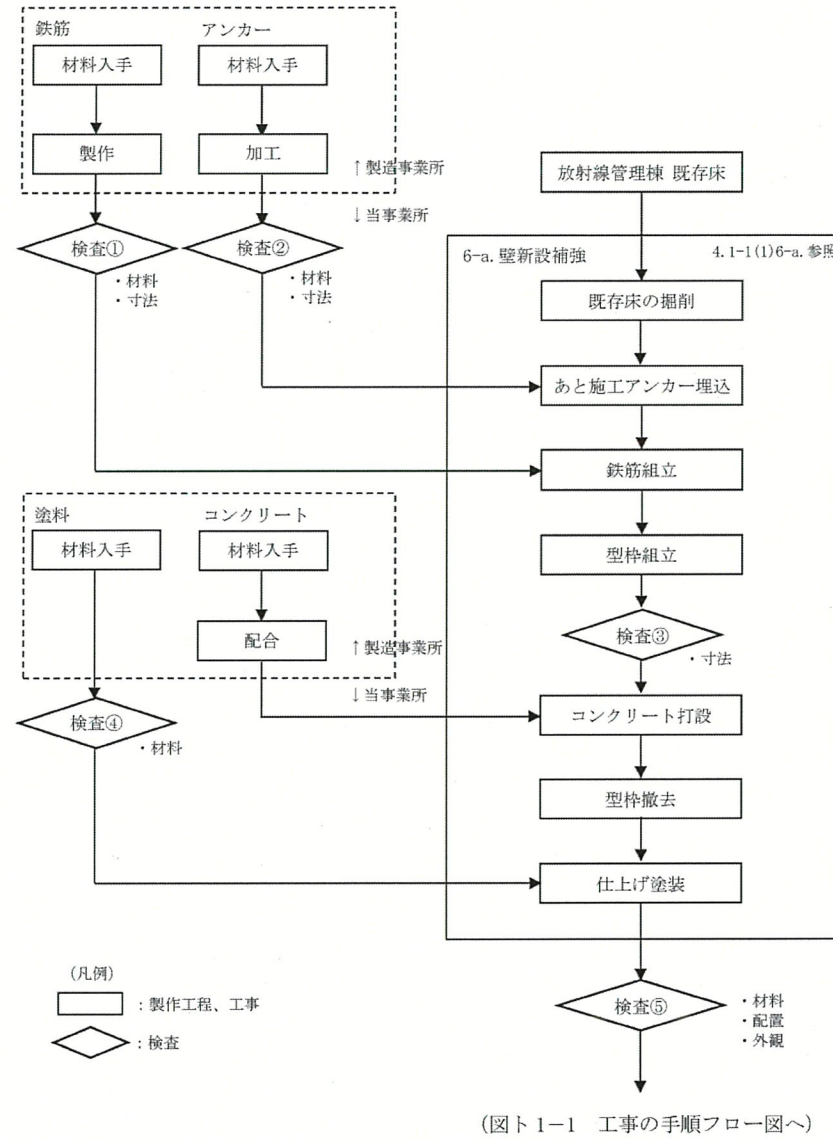


変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由
<p>種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。</li> <li>工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。</li> </ul> <p>b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。</li> <li>火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。</li> <li>火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> <li>改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリアの除染を行う。</li> <li>第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。</li> <li>高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。</li> </ul> <p>c. 入退域・放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> </ul> <p>d. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用する工具・機器は、使用前に点検する。</li> </ul> <p>e. 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。</li> <li>緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">265</p>	<p>(2) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</li> <li>作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。</li> <li>工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。</li> </ul> <p>b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。</li> <li>火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。</li> <li>火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> <li>改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリアの除染を行う。</li> <li>第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。</li> <li>高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。</li> </ul> <p>c. 入退域・放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> </ul> <p>d. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用する工具・機器は、使用前に点検する。</li> </ul> <p>e. 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。</li> <li>緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">265</p>	<p>前頁の変更に伴う文章の移動。(本頁に内容の変更はない)</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

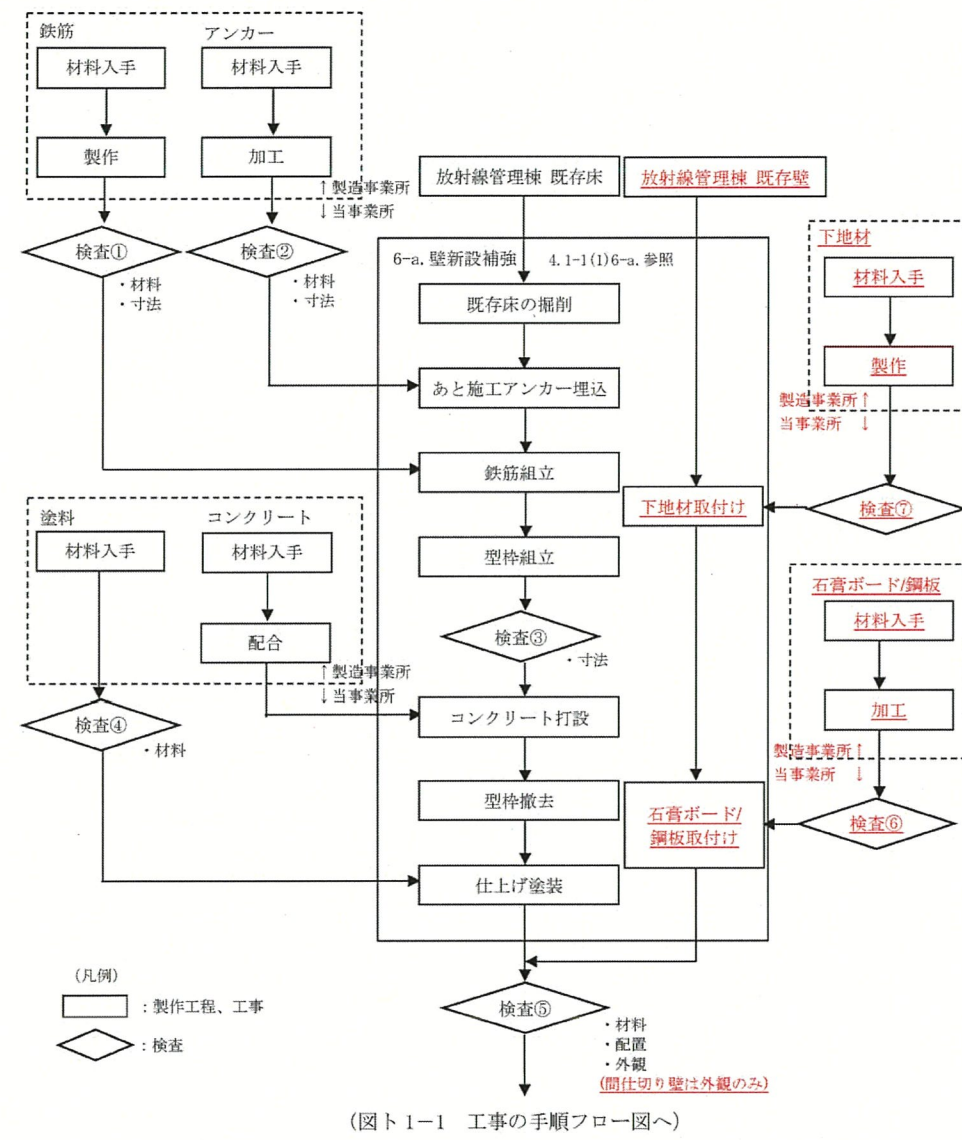


変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



図ト 6-a. 壁新設補強の手順フロー図

変更後



図ト 6-a. 壁新設補強の手順フロー図

変更理由

耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由
<p>(凡例)  <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 製作工程、工事  <span style="border: 1px solid black; width: 10px; height: 10px; transform: rotate(45deg);"></span> : 検査</p> <p>(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)</p> <p>図ト 6-h. 鉄扉補強の手順フロー図</p> <p style="text-align: center;">275</p>	<p>(凡例)  <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 製作工程、工事  <span style="border: 1px solid black; width: 10px; height: 10px; transform: rotate(45deg);"></span> : 検査</p> <p>(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)</p> <p>図ト 6-h. 鉄扉補強の手順フロー図</p> <p style="text-align: center;">275</p>	<p>鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由
<p>な鉄骨を追設する 配置を図ト建-27~29に、屋根面鉄骨補強の概略を図ト建-34に示す</p> <p>8-d. 間仕切り壁更新<sup>(注3)</sup>：内部火災による延焼防止のために除染室・分析室の作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する 配置を図ト建-22に示す</p> <p>8-e. エキスパンションジョイント改造<sup>(注4)</sup>：耐竜巻性能向上(F1竜巻荷重)等のために工場棟転換工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 配置を図イ建-5(1/3)及び図ト建-22~24に示す</p> <p>8-f. 外壁サイディング補強<sup>(注2)</sup>：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、除染室・分析室外壁の損傷防止のために東面及び北面の外壁にサイディングで補強し、サイディング下地鉄骨を支持する杭基礎を新設する 配置を図ト建-22~23、25~32に、外壁サイディング補強の詳細を図ト建-33に示す</p> <p>8-g. 鉄扉補強<sup>(注2)</sup>：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために除染室・分析室本体の既存鉄扉(SD-5)を鋼材により補強する 配置を図イ建-9及び図ト建-22~23に、建具表を図イ建-12に、鉄扉補強の概略を図イ建-13に示す</p> <p>8-h. 鉄扉及びシャッター交換<sup>(注2)</sup>：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッターの損傷防止のために除染室・分析室本体の鉄扉(SD-7、SD-8)及びシャッターを新たな鉄扉及びシャッターに交換する 配置を図イ建-9及び図ト建-22~23に、建具表を図イ建-12に示す</p> <p>8-i. 折板追設補強<sup>(注2)</sup>：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために除染室・分析室本体の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する 配置を図ト建-23及び27に、折板追設補強の概略を図ト建-34に示す</p> <p>注)：適用指針 注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会) 注2) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 — (日本建築学会) 注3) 石膏ボード施工マニュアル(石膏ボード工業会) 注4) 建築用エキスパンションジョイントの手引き (日本エキスパンションジョイント工業会)</p> <p>(2) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。 ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。 ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。</p> <p>b. 安全管理(防火、汚染防止を含む) ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。 ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認すると</p> <p style="text-align: center;">283</p>	<p>な鉄骨を追設する 配置を図ト建-27~29に、屋根面鉄骨補強の概略を図ト建-34に示す</p> <p>8-d. 間仕切り壁更新<sup>(注3)</sup>：内部火災による延焼防止のために除染室・分析室の作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する <u>また除染室・分析室の既設のコンクリートブロック(CB)壁に沿って耐火壁を新設するとともに作業室(2)の既設壁のガラリを火災時に閉止する鋼板により補修する</u> 配置を図ト建-22に示す</p> <p>8-e. エキスパンションジョイント改造<sup>(注4)</sup>：耐竜巻性能向上(F1竜巻荷重)等のために工場棟転換工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 配置を図イ建-5(1/3)及び図ト建-22~24に示す</p> <p>8-f. 外壁サイディング補強<sup>(注2)</sup>：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、除染室・分析室外壁の損傷防止のために東面及び北面の外壁にサイディングで補強し、サイディング下地鉄骨を支持する杭基礎を新設する 配置を図ト建-22~23、25~32に、外壁サイディング補強の詳細を図ト建-33に示す</p> <p>8-g. 鉄扉補強<sup>(注2)</sup>：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために除染室・分析室本体の既存鉄扉(SD-5)を鋼材により補強する 配置を図イ建-9及び図ト建-22~23に、建具表を図イ建-12に、鉄扉補強の概略を図イ建-13に示す</p> <p>8-h. 鉄扉及びシャッター交換<sup>(注2)</sup>：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッターの損傷防止のために除染室・分析室本体の鉄扉(SD-7、SD-8)及びシャッターを新たな鉄扉及びシャッターに交換する <u>内部火災による延焼防止を目的に分析室内廊下北東部の間仕切り壁に設置されている既設の扉を鉄扉(SD-150、151)に交換するとともに、作業室(2)と第2核燃料倉庫前室との境界にある鉄扉(SD-152)を交換する</u> 配置を図イ建-9及び図ト建-22~23に、建具表を図イ建-12に示す</p> <p>8-i. 折板追設補強<sup>(注2)</sup>：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために除染室・分析室本体の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する 配置を図ト建-23及び27に、折板追設補強の概略を図ト建-34に示す</p> <p>注)：適用指針 注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会) 注2) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 — (日本建築学会) 注3) 石膏ボード施工マニュアル(石膏ボード工業会) 注4) 建築用エキスパンションジョイントの手引き (日本エキスパンションジョイント工業会)</p> <p>(2) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。 ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。 ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。</p> <p style="text-align: center;">283</p>	<p>鉄扉／耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉／耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

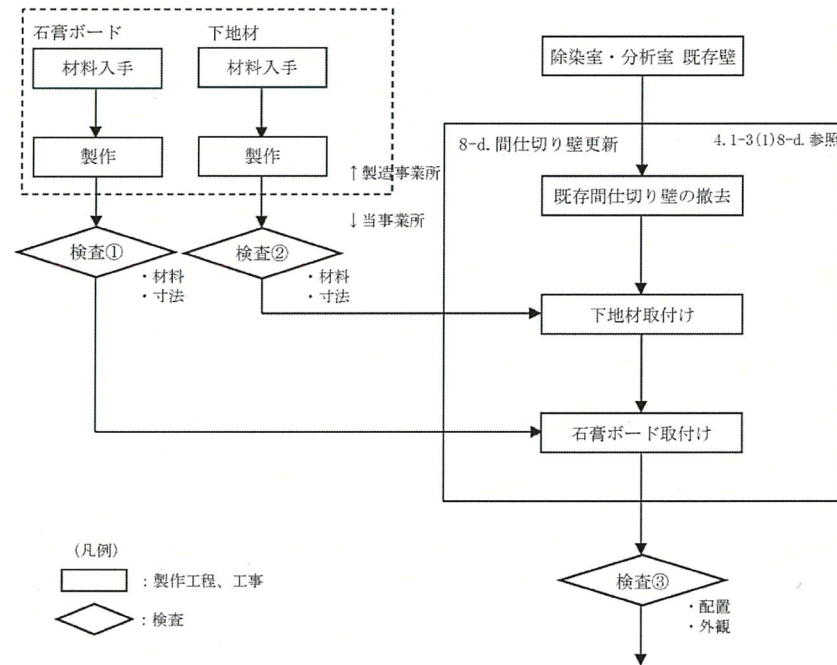
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由
<p>もに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> <li>改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリアの除染を行う。</li> <li>第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。</li> <li>高所作業等、作業等、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。</li> </ul> <p>c. 入退域・放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理区域内で工事を行う場合には、作業等は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> </ul> <p>d. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用する工具・機器は、使用前に点検する。</li> </ul> <p>e. 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。</li> <li>緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul>	<p>b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。</li> <li>火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。</li> <li>火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> <li>改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリアの除染を行う。</li> <li>第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。</li> <li>高所作業等、作業等、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。</li> </ul> <p>c. 入退域・放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理区域内で工事を行う場合には、作業等は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> </ul> <p>d. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用する工具・機器は、使用前に点検する。</li> </ul> <p>e. 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。</li> <li>緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul>	<p>前頁の変更に伴う文章の移動。（本頁に内容の変更はない）</p>



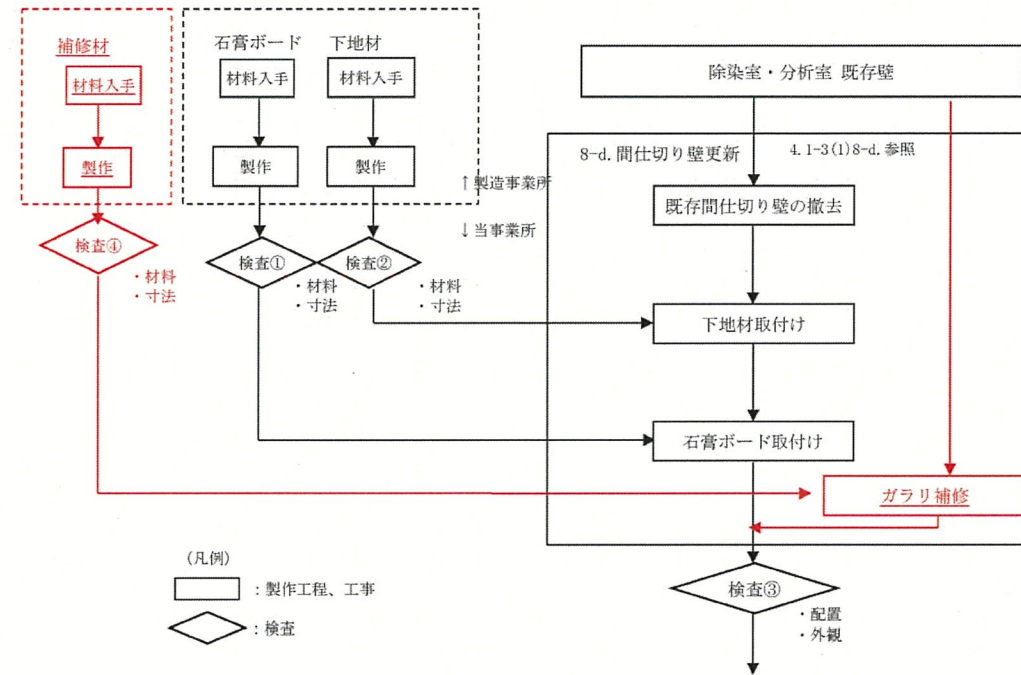
変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-d. 間仕切り壁更新の手順フロー図

変更後



(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-d. 間仕切り壁更新の手順フロー図

変更理由

耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (2/15)

変更内容	<p>改造</p> <p>2.非常用設備の変更</p> <p>2-1.非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)堰(内部止水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> <li>緊急対策設備(3)堰(内部止水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> </ul> <p>2-2.非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-3.非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> <li>消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul> <p>2-4.非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> </ul> <p>2-5.非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> </ul>
員数	1式
一般仕様	<p>型式</p> <p>本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 増築部 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 廃棄物一時貯蔵所: 鉄骨造、平屋建 屋根: (本体) 鉄筋コンクリート (増築部) 鉄筋コンクリート (廃棄物一時貯蔵所) 折板 基礎 : 杭基礎</p>
主要な構造材	表ト建-2-1に示す
寸法(単位:m)	<p>(本体) (増築部) (廃棄物一時貯蔵所)</p> <p>延べ床面積: 約 1,200 m<sup>2</sup></p>
その他の構成機器	-
その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-

323

変更後

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (2/15)

変更内容	<p>改造</p> <p><u>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・壁新設補強</u> 洗濯室南側の境界にある既設のCB壁と屋根との間に石膏ボードと鋼板による間仕切り壁を新設する</li> <li><u>・鉄扉補強</u> 内部火災による延焼防止のために通路(4)と廃水処理室、廃棄物貯留室の境界にある鉄扉のガラリを鋼板にて閉塞する</li> </ul> <p>2.非常用設備の変更</p> <p>2-1.非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)堰(内部止水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> <li>緊急対策設備(3)堰(内部止水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> </ul> <p>2-2.非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-3.非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> <li>消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul> <p>2-4.非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> </ul> <p>2-5.非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> </ul>
員数	1式
一般仕様	<p>型式</p> <p>本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 増築部 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 廃棄物一時貯蔵所: 鉄骨造、平屋建 屋根: (本体) 鉄筋コンクリート (増築部) 鉄筋コンクリート (廃棄物一時貯蔵所) 折板 基礎 : 杭基礎</p>
主要な構造材	表ト建-2-1に示す
寸法(単位:m)	<p>(本体) (増築部) (廃棄物一時貯蔵所)</p> <p>延べ床面積: 約 1,200 m<sup>2</sup></p>
その他の構成機器	-
その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-

323

変更理由

鉄扉/耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉/耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (1/15)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
設備・機器名称		(851)建物 付属建物 除染室・分析室 (852)堰(内部溢水止水用) (890,891)非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1)参照
機器名		付属建物除染室・分析室 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路
変更内容		改造 1.建物の改造工事 1-1.耐震性能向上のために以下の補強を行う ・柱脚補強 除染室・分析室本体の柱脚部を鉄筋コンクリートで根巻き補強する ・鉄骨ブレース交換補強 除染室・分析室本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する ・屋根面鉄骨補強(耐電巻性能も向上) 除染室・分析室本体の屋根構造部に新たな鉄骨を追加する ・エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2.耐電巻性能向上のために以下の補強を行う ・外壁サイディング補強 F1電巻荷重に対し、除染室・分析室外壁の損傷防止のために東面及び北面の外壁にサイディングで補強し、サイディング下地鉄骨を支持する杭基礎を新設する ・鉄扉補強 F1電巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために除染室・分析室本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉及びシャッター交換 F1電巻荷重に対し、鉄扉及びシャッターの損傷防止のために除染室・分析室本体の鉄扉及びシャッターを新たな鉄扉及びシャッターに交換する ・折板追設補強 F1電巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために除染室・分析室本体の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する 1-3.延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う ・間仕切り壁更新 内部火災による延焼防止のために除染室・分析室の作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する

347

変更後

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (1/15)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
設備・機器名称		(851)建物 付属建物 除染室・分析室 (852)堰(内部溢水止水用) (890,891)非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1)参照
機器名		付属建物除染室・分析室 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路
変更内容		改造 1.建物の改造工事 1-1.耐震性能向上のために以下の補強を行う ・柱脚補強 除染室・分析室本体の柱脚部を鉄筋コンクリートで根巻き補強する ・鉄骨ブレース交換補強 除染室・分析室本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する ・屋根面鉄骨補強(耐電巻性能も向上) 除染室・分析室本体の屋根構造部に新たな鉄骨を追加する ・エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2.耐電巻性能向上のために以下の補強を行う ・外壁サイディング補強 F1電巻荷重に対し、除染室・分析室外壁の損傷防止のために東面及び北面の外壁にサイディングで補強し、サイディング下地鉄骨を支持する杭基礎を新設する ・鉄扉補強 F1電巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために除染室・分析室本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉及びシャッター交換 F1電巻荷重に対し、鉄扉及びシャッターの損傷防止のために除染室・分析室本体の鉄扉及びシャッターを新たな鉄扉及びシャッターに交換する ・折板追設補強 F1電巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために除染室・分析室本体の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する 1-3.延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う ・間仕切り壁更新 内部火災による延焼防止のために除染室・分析室の作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する <u>また除染室・分析室の既設のコンクリートブロック(CB)壁に沿って耐火壁を新設するとともに、作業室(2)の既設壁のガラリーを火災時に閉止する鋼板により補強する</u>

347

変更理由

耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (2/15)

変更内容	<p>改造</p> <p>2.非常用設備の変更</p> <p>2-1.非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> <li>緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> </ul> <p>2-2.非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-3.非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> <li>消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul> <p>2-4.非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> </ul> <p>2-5.非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</li> <li>非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> </ul>	
員数	1式	
一般仕様	型式	<ul style="list-style-type: none"> <li>本体 : 鉄骨造、平屋建</li> <li>屋根 : 折板(二重構造)</li> <li>基礎 : 杭基礎</li> </ul>
	主要な構造材	表ト建-2-3に示す
	寸法(単位:m)	(本体) <input type="text"/> 延べ床面積: 約 780 m <sup>2</sup>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-	

348

変更後

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (2/15)

変更内容	<p>改造</p> <p><u>・鉄扉交換</u></p> <p><u>内部火災による延焼防止のために、作業室(2)と第2核燃料倉庫前室との境界にある鉄扉と分析室内廊下北東部の間仕切り壁に設置されている鉄扉を交換する</u></p> <p>2.非常用設備の変更</p> <p>2-1.非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> <li>緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> </ul> <p>2-2.非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-3.非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> <li>消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul> <p>2-4.非常用設備の復旧、<u>増設</u>及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、<u>増設</u>及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、<u>増設</u>及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> </ul> <p>2-5.非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</li> <li>非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> </ul>	
員数	1式	
一般仕様	型式	<ul style="list-style-type: none"> <li>本体 : 鉄骨造、平屋建</li> <li>屋根 : 折板(二重構造)</li> <li>基礎 : 杭基礎</li> </ul>
	主要な構造材	表ト建-2-3に示す
	寸法(単位:m)	(本体) <input type="text"/> 延べ床面積: 約 780 m <sup>2</sup>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-	

348

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由												
<p style="text-align: center;">表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (3/15)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">核燃料物質の臨界防止</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 原料貯蔵所領域</li> <li>◦ シリンダ洗浄棟領域</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>◦ 加工棟領域</li> </ul> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。(次回以降申請) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">火災等による損傷の防止</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 感知器(煙):1個</li> <li>◦ 感知器(熱):19個</li> <li>◦ 感知器(空気管式):6基</li> <li>◦ 警報設備(ベル):3個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 発信機(P型):2個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 粉末消火器10型:3本</li> <li>◦ 二酸化炭素消火器7型:16本</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照</li> </ul> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">349</p>	技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 原料貯蔵所領域</li> <li>◦ シリンダ洗浄棟領域</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>◦ 加工棟領域</li> </ul> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。(次回以降申請) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>		火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 感知器(煙):1個</li> <li>◦ 感知器(熱):19個</li> <li>◦ 感知器(空気管式):6基</li> <li>◦ 警報設備(ベル):3個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 発信機(P型):2個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 粉末消火器10型:3本</li> <li>◦ 二酸化炭素消火器7型:16本</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照</li> </ul>	<p style="text-align: center;">表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (3/15)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">核燃料物質の臨界防止</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 原料貯蔵所領域</li> <li>◦ シリンダ洗浄棟領域</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>◦ 加工棟領域</li> </ul> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。(次回以降申請) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">火災等による損傷の防止</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 感知器(煙):1個</li> <li>◦ 感知器(熱):20個</li> <li>◦ 感知器(空気管式):6基</li> <li>◦ 警報設備(ベル):3個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 発信機(P型):2個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 粉末消火器10型:3本</li> <li>◦ 二酸化炭素消火器7型:16本</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照</li> </ul> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">349</p>	技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 原料貯蔵所領域</li> <li>◦ シリンダ洗浄棟領域</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>◦ 加工棟領域</li> </ul> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。(次回以降申請) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>		火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 感知器(煙):1個</li> <li>◦ 感知器(熱):20個</li> <li>◦ 感知器(空気管式):6基</li> <li>◦ 警報設備(ベル):3個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 発信機(P型):2個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 粉末消火器10型:3本</li> <li>◦ 二酸化炭素消火器7型:16本</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照</li> </ul>	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 原料貯蔵所領域</li> <li>◦ シリンダ洗浄棟領域</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>◦ 加工棟領域</li> </ul> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。(次回以降申請) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>												
	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 感知器(煙):1個</li> <li>◦ 感知器(熱):19個</li> <li>◦ 感知器(空気管式):6基</li> <li>◦ 警報設備(ベル):3個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 発信機(P型):2個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 粉末消火器10型:3本</li> <li>◦ 二酸化炭素消火器7型:16本</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照</li> </ul>												
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 原料貯蔵所領域</li> <li>◦ シリンダ洗浄棟領域</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>◦ 加工棟領域</li> </ul> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。(次回以降申請) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>												
	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 感知器(煙):1個</li> <li>◦ 感知器(熱):20個</li> <li>◦ 感知器(空気管式):6基</li> <li>◦ 警報設備(ベル):3個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 発信機(P型):2個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 粉末消火器10型:3本</li> <li>◦ 二酸化炭素消火器7型:16本</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照</li> </ul>												

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由						
<p style="text-align: center;">表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4/15)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づき設計(注)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">火災等による損傷の防止</td> <td style="width: 75%;"> <p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 屋外消火栓：不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図リ建-35参照)</li> <li>◦ 各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下(図リ建-35参照)</li> <li>◦ 建物各部から防火水槽までの水平距離：100m以下(図リ建-35-2参照)</li> <li>◦ 20mホース2本を設置する消火栓の位置：図リ建-35参照</li> </ul> </li> <li>・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図リ建-35-1参照</li> </ul> <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の除染室・分析室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 主要構造材を表ト建-2-3に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(852)：ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)(配置を図リ建-57に示す)</li> </ul> </li> <li>・ 使用材料：表ト建-2-3参照</li> </ul> <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-8のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4] 除染室・分析室の各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。なお、鉄扉SD-220は次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図ト建-22参照</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">350</p>	技術基準に基づき設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 屋外消火栓：不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図リ建-35参照)</li> <li>◦ 各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下(図リ建-35参照)</li> <li>◦ 建物各部から防火水槽までの水平距離：100m以下(図リ建-35-2参照)</li> <li>◦ 20mホース2本を設置する消火栓の位置：図リ建-35参照</li> </ul> </li> <li>・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図リ建-35-1参照</li> </ul> <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の除染室・分析室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 主要構造材を表ト建-2-3に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(852)：ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)(配置を図リ建-57に示す)</li> </ul> </li> <li>・ 使用材料：表ト建-2-3参照</li> </ul> <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-8のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4] 除染室・分析室の各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。なお、鉄扉SD-220は次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図ト建-22参照</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> </li> </ul>	<p style="text-align: center;">表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4/15)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づき設計(注)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">火災等による損傷の防止</td> <td style="width: 75%;"> <p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 屋外消火栓：不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図リ建-35参照)</li> <li>◦ 各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下(図リ建-35参照)</li> <li>◦ 建物各部から防火水槽までの水平距離：100m以下(図リ建-35-2参照)</li> <li>◦ 20mホース2本を設置する消火栓の位置：図リ建-35参照</li> </ul> </li> <li>・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図リ建-35-1参照</li> </ul> <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の除染室・分析室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 主要構造材を表ト建-2-3に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(852)：ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)(配置を図リ建-57に示す)</li> </ul> </li> <li>・ 使用材料：表ト建-2-3参照</li> </ul> <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4] 除染室・分析室の各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。なお、鉄扉SD-220は次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 <u>防火壁のガラリに設置する補修材は、火災時に温度ヒューズが溶断し、落下閉止する鋼板により延焼を防止する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図ト建-22参照</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">350</p>	技術基準に基づき設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 屋外消火栓：不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図リ建-35参照)</li> <li>◦ 各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下(図リ建-35参照)</li> <li>◦ 建物各部から防火水槽までの水平距離：100m以下(図リ建-35-2参照)</li> <li>◦ 20mホース2本を設置する消火栓の位置：図リ建-35参照</li> </ul> </li> <li>・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図リ建-35-1参照</li> </ul> <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の除染室・分析室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 主要構造材を表ト建-2-3に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(852)：ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)(配置を図リ建-57に示す)</li> </ul> </li> <li>・ 使用材料：表ト建-2-3参照</li> </ul> <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4] 除染室・分析室の各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。なお、鉄扉SD-220は次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 <u>防火壁のガラリに設置する補修材は、火災時に温度ヒューズが溶断し、落下閉止する鋼板により延焼を防止する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図ト建-22参照</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> </li> </ul>	<p>鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
技術基準に基づき設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 屋外消火栓：不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図リ建-35参照)</li> <li>◦ 各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下(図リ建-35参照)</li> <li>◦ 建物各部から防火水槽までの水平距離：100m以下(図リ建-35-2参照)</li> <li>◦ 20mホース2本を設置する消火栓の位置：図リ建-35参照</li> </ul> </li> <li>・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図リ建-35-1参照</li> </ul> <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の除染室・分析室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 主要構造材を表ト建-2-3に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(852)：ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)(配置を図リ建-57に示す)</li> </ul> </li> <li>・ 使用材料：表ト建-2-3参照</li> </ul> <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-8のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4] 除染室・分析室の各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。なお、鉄扉SD-220は次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図ト建-22参照</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> </li> </ul>						
技術基準に基づき設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 屋外消火栓：不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図リ建-35参照)</li> <li>◦ 各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下(図リ建-35参照)</li> <li>◦ 建物各部から防火水槽までの水平距離：100m以下(図リ建-35-2参照)</li> <li>◦ 20mホース2本を設置する消火栓の位置：図リ建-35参照</li> </ul> </li> <li>・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図リ建-35-1参照</li> </ul> <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の除染室・分析室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 主要構造材を表ト建-2-3に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(852)：ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)(配置を図リ建-57に示す)</li> </ul> </li> <li>・ 使用材料：表ト建-2-3参照</li> </ul> <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4] 除染室・分析室の各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。なお、鉄扉SD-220は次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 <u>防火壁のガラリに設置する補修材は、火災時に温度ヒューズが溶断し、落下閉止する鋼板により延焼を防止する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図ト建-22参照</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> </li> </ul>						

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

変更後

変更理由

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(2/4)

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(2/4)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能 向上	(1) 本体及び増築部 6-a. 壁新設補強 新設壁厚さ: <input type="text"/> mm 他 鉄筋: D10 ( <input type="text"/> ) 他 あと施工アンカー: D13 ( <input type="text"/> ) 他 6-f. エキスパンションジョイント改造 <sup>(注1)</sup> 鋼板: 板厚(屋外) <input type="text"/> mm ( <input type="text"/> ) (屋内) <input type="text"/> mm ( <input type="text"/> ) (2) 本体 6-b. 壁増打ち補強 増打ち厚さ: <input type="text"/> mm 他 鉄筋: D13 ( <input type="text"/> ) あと施工アンカー: D22 ( <input type="text"/> ) シアコネクター: D13 ( <input type="text"/> ) (3) 廃棄物一時貯蔵所 6-c. 鉄骨ブレース新設 鉄骨: <input type="text"/> 他 6-d. 屋根面ブレース追設 鉄骨: <input type="text"/> 6-e. 方杖追設補強 鉄骨: <input type="text"/> 他 あと施工アンカー: D16 ( <input type="text"/> )	(1) 本体及び増築部 8-a. 図ト建-5-8, 11, 15~18, 21 8-f. 図イ建-5(1/3), 図ト建-1~8, 18 (2) 本体 8-b. 図ト建-5, 13, 19 (3) 廃棄物一時貯蔵所 8-c. 図ト建-5, 14, 20 8-d. 図ト建-6 8-e. 図ト建-8, 11, 12, 20 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建2-III 添付説明書-建2-VII 添付説明書-建2- 付録2
	(1) 廃棄物一時貯蔵所及び廃水処理室 6-g. 外壁更新 外壁: サイディング <input type="text"/> 板厚 <input type="text"/> mm 外壁下地材: <input type="text"/> 他 発泡性耐火被覆材: 厚さ <input type="text"/> mm 鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm ( <input type="text"/> ) 他 ALC: 厚さ <input type="text"/> mm ( <input type="text"/> ) (2) 本体 6-h. 鉄扉補強 鉄扉補強材 鉄骨: <input type="text"/> (3) 本体及び増築部 6-i. 鉄扉交換 鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm ( <input type="text"/> )	(1) 廃棄物一時貯蔵所 及び廃水処理室 8-g. 図ト建-1~2, 5, 12, 14, 20 (2) 本体 8-h. 図イ建-8, 12~ 13, 図ト建-1~2 (3) 本体及び増築部 8-i. 図イ建-8, 12, 図ト建-1~2 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建3-III 添付説明書-建3-VII

項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能 向上	(1) 本体及び増築部 6-a. 壁新設補強 新設壁厚さ: <input type="text"/> mm 他 鉄筋: D10 ( <input type="text"/> ) 他 あと施工アンカー: D13 ( <input type="text"/> ) 他 6-f. エキスパンションジョイント改造 <sup>(注1)</sup> 鋼板: 板厚(屋外) <input type="text"/> mm ( <input type="text"/> ) (屋内) <input type="text"/> mm ( <input type="text"/> ) (2) 本体 6-b. 壁増打ち補強 増打ち厚さ: <input type="text"/> mm 他 鉄筋: D13 ( <input type="text"/> ) あと施工アンカー: D22 ( <input type="text"/> ) シアコネクター: D13 ( <input type="text"/> ) (3) 廃棄物一時貯蔵所 6-c. 鉄骨ブレース新設 鉄骨: <input type="text"/> 他 6-d. 屋根面ブレース追設 鉄骨: <input type="text"/> 6-e. 方杖追設補強 鉄骨: <input type="text"/> 他 あと施工アンカー: D16 ( <input type="text"/> )	(1) 本体及び増築部 6-a. 図ト建-5~6, 11, 15~16, 21 6-f. 図イ建-5(1/3), 図ト建-1~6, 16 (2) 本体 6-b. 図ト建-5, 13, 19 (3) 廃棄物一時貯蔵所 6-c. 図ト建-5, 14, 20 6-d. 図ト建-6 6-e. 図ト建-6, 11, 12, 20 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建2-III 添付説明書-建2-VII 添付説明書-建2- 付録2
	(1) 廃棄物一時貯蔵所及び廃水処理室 6-g. 外壁更新 外壁: サイディング ( <input type="text"/> ) 板厚 <input type="text"/> mm 外壁下地材: <input type="text"/> 他 発泡性耐火被覆材: 厚さ <input type="text"/> mm 鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm ( <input type="text"/> ) 他 ALC: 厚さ <input type="text"/> mm ( <input type="text"/> ) (2) 本体 6-h. 鉄扉補強 鉄扉補強材 鉄骨: <input type="text"/> (3) 本体及び増築部 6-i. 鉄扉交換 鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm ( <input type="text"/> )	(1) 廃棄物一時貯蔵所 及び廃水処理室 6-g. 図ト建-1~2, 5, 12, 14, 20 (2) 本体 6-h. 図イ建-9, 12~ 13, 図ト建-1~2 (3) 本体及び増築部 6-i. 図イ建-9, 12, 図ト建-1~2 (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建3-III 添付説明書-建3-VII

注1) 放射線管理棟前室との間のエキスパンションジョイント⑥は表ト建-2-2に示す。

注1) 放射線管理棟前室との間のエキスパンションジョイント⑥は表ト建-2-2に示す。

鉄扉/耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉/耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

変更後

変更理由

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(4/4)

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
6-a. 壁新設補強	新設	鉄筋：D10及びD13 あと施工アンカー：D13、D16 ：D19	
6-b. 壁増打ち補強	新設	鉄筋：D13 あと施工アンカー：D22 シアコネクター：D13	
6-c. 鉄骨ブレース新設	新設	鉄骨： 鉄骨：	
	既設	鉄骨： 鉄骨：	
6-d. 屋根面ブレース追設	新設	鉄骨：	
	既設	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
6-e. 方杖追設補強	新設	鉄骨： 鉄骨： あと施工アンカー：D16	
6-f. エキスパンション ジョイント・カバー改造	新設	鋼板：板厚(屋外) <input type="text"/> mm (屋内) <input type="text"/> mm	
6-g. 外壁更新	新設	<input type="text"/> ：板厚 <input type="text"/> mm 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
		鋼板：板厚(外側) <input type="text"/> mm (内側) <input type="text"/> mm ALC：厚さ <input type="text"/> mm	
6-h. 鉄扉補強	新設	鉄扉補強材	
6-i. 鉄扉交換	新設	鋼板：板厚 <input type="text"/> mm	

(参考)  
 添説建2-III.1.6-17表  
 添説建2-VII.1.2-1表  
 添付説明書-建2-付録2  
 添説建3-III.1.4-1表  
 添説建3-VII.1.4-1表  
 添説建3-XI.3.8-1表

365

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
6-a. 壁新設補強	新設	鉄筋：D10及びD13 あと施工アンカー：D13、D16 ：D19  下地材： 下地材： 鋼板：板厚 <input type="text"/> mm	
6-b. 壁増打ち補強	新設	鉄筋：D13 あと施工アンカー：D22 シアコネクター：D13	
6-c. 鉄骨ブレース新設	新設	鉄骨： 鉄骨：	
	既設	鉄骨： 鉄骨：	
6-d. 屋根面ブレース追設	新設	鉄骨：	
	既設	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
6-e. 方杖追設補強	新設	鉄骨： 鉄骨： あと施工アンカー：D16	
6-f. エキスパンション ジョイント・カバー改造	新設	鋼板：板厚(屋外) <input type="text"/> mm (屋内) <input type="text"/> mm	
6-g. 外壁更新	新設	<input type="text"/> ：板厚 <input type="text"/> mm 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
		鋼板：板厚(外側) <input type="text"/> mm (内側) <input type="text"/> mm ALC：厚さ <input type="text"/> mm	
6-h. 鉄扉補強	新設	鉄扉補強材	
6-i. 鉄扉交換	新設	鋼板：板厚 <input type="text"/> mm	

(参考)  
 添説建2-III.1.6-17表  
 添説建2-VII.1.2-1表  
 添付説明書-建2-付録2  
 添説建3-III.1.4-1表  
 添説建3-VII.1.4-1表  
 添説建3-XI.3.8-1表

365

鉄扉／耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉／耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

変更後

変更理由

表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(2/4)

表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(2/4)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	対象図面
耐震性能 向上	(1)本体 8-a. 柱脚補強 柱脚補強: [ ] 鉄筋: [ ] あと施工アンカー: [ ] 8-b. 鉄骨ブレース交換補強 鉄骨: [ ] 8-c. 屋根面鉄骨補強 鉄骨: [ ] 8-e. エキスパンションジョイント改造(注1) 鋼板: 板厚(屋外) [ ] (屋内) [ ] 止水シート: 厚さ [ ]	(1)本体 8-a. 図ト建-25, 28~31 8-b. 図ト建-25, 30~31 8-c. 図ト建-27~29, 34 8-e. 図イ建-5(1/3), 図ト建-22~24  (参考) 図イ建-1-1(1/4)~(2/4) 添付説明書-建2-IX 添付説明書-建2-付録2
	(1)本体 8-f. 外壁サイディング補強 新設杭: [ ] 新設基礎: [ ] 鉄筋: [ ] あと施工アンカー: [ ] 外壁下地材: [ ] 外壁: [ ] 8-g. 鉄扉補強 鉄扉補強材 鉄骨: [ ] 8-h. 鉄扉及びシャッター交換 鉄扉鋼板: [ ] シャッターレール部: [ ] シャッタースラット部: [ ] 8-i. 折板追設補強 折板: [ ]	(1)本体 8-f. 図ト建-22~23, 25~33 8-g. 図イ建-9, 12~13 図ト建-22~23 8-h. 図イ建-9, 12 図ト建-22~23 8-i. 図ト建-23, 27, 34  (参考) 図イ建-1-1(1/4)~(2/4) 添付説明書-建3-IX
	(1)本体 8-d. 間仕切り壁更新 下地材: [ ] 石膏ボード: [ ]	(1)本体 8-d. 図ト建-22  (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建1
	その他 延焼防止及び 閉じ込め性能 向上	(1)本体 8-d. 間仕切り壁更新 下地材: [ ] 石膏ボード: [ ]  鋼板(補修材): [ ] 枠材(補修材): [ ] 8-h. 鉄扉及びシャッター交換 鉄扉鋼板: [ ] 注) シャッター交換については耐竜巻性能向上にて記載

項目	仕様	対象図面
耐震性能 向上	(1)本体 8-a. 柱脚補強 柱脚補強: [ ] 鉄筋: [ ] あと施工アンカー: [ ] 8-b. 鉄骨ブレース交換補強 鉄骨: [ ] 8-c. 屋根面鉄骨補強 鉄骨: [ ] 8-e. エキスパンションジョイント改造(注1) 鋼板: 板厚(屋外) [ ] (屋内) [ ] 止水シート: [ ]	(1)本体 8-a. 図ト建-25, 28~31 8-b. 図ト建-25, 30~31 8-c. 図ト建-27~29, 34 8-e. 図イ建-5(1/3), 図ト建-22~24  (参考) 図イ建-1-1(1/4)~(2/4) 添付説明書-建2-IX 添付説明書-建2-付録2
	(1)本体 8-f. 外壁サイディング補強 新設杭: [ ] 新設基礎: [ ] 鉄筋: [ ] あと施工アンカー: [ ] 外壁下地材: [ ] 外壁: [ ] 8-g. 鉄扉補強 鉄扉補強材 鉄骨: [ ] 8-h. 鉄扉及びシャッター交換 鉄扉鋼板: [ ] シャッターレール部: [ ] シャッタースラット部: [ ] 8-i. 折板追設補強 折板: [ ]	(1)本体 8-f. 図ト建-22~23, 25~33 8-g. 図イ建-9, 12~13 図ト建-22~23 8-h. 図イ建-9, 12 図ト建-22~23 8-i. 図ト建-23, 27, 34  (参考) 図イ建-1-1(1/4)~(2/4) 添付説明書-建3-IX
	(1)本体 8-d. 間仕切り壁更新 下地材: [ ] 石膏ボード: [ ]	(1)本体 8-d. 図ト建-22  (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建1
	その他 延焼防止及び 閉じ込め性能 向上	(1)本体 8-d. 間仕切り壁更新 下地材: [ ] 石膏ボード: [ ]  鋼板(補修材): [ ] 枠材(補修材): [ ] 8-h. 鉄扉及びシャッター交換 鉄扉鋼板: [ ] 注) シャッター交換については耐竜巻性能向上にて記載

注1) 第2核燃料倉庫との間のエキスパンションジョイント③は表へ建-2-1に示す。

注1) 第2核燃料倉庫との間のエキスパンションジョイント③は表へ建-2-1に示す。

鉄扉/耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉/耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
8-a. 柱脚補強	新設	鉄筋：D19 あと施工アンカー：D13	
	既設	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
8-b. 鉄骨ブレース交換補強	新設	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
	既設	鉄骨：	
8-c. 屋根面鉄骨補強	新設	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
	既設	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
8-d. 間仕切り壁更新	新設	下地材： (JIS A6517)	
8-e. エキスパンション ジョイント改造	新設	鋼板：板厚(屋外) mm (屋内) mm 止水シート：厚さ mm	
8-f. 外壁サイディング補強	新設	新設杭： mm、厚さ mm 鉄筋：D13 あと施工アンカー：D13 外壁下地材： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： ：板厚 mm	
	新設	鉄扉補強材	
8-h. 鉄扉及びシャッター交換	新設	鉄扉鋼板：板厚 mm シャッターレール部： シャッタースラット部：板厚 mm ：板厚 mm	
8-i. 折板追設補強	新設	：板厚 mm	

(参考)  
添説建2-IX.1.6-1表~6-9表  
添付説明書-建2-付録2  
添説建3-IX.1.4-1表

371

変更後

表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
8-a. 柱脚補強	新設	鉄筋：D19 あと施工アンカー：D13	
	既設	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
8-b. 鉄骨ブレース交換補強	新設	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
	既設	鉄骨：	
8-c. 屋根面鉄骨補強	新設	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
	既設	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
8-d. 間仕切り壁更新	新設	下地材： (JIS A6517) 鋼板(補修材)：板厚 mm 枠材(補修材)：	
8-e. エキスパンション ジョイント改造	新設	鋼板：板厚(屋外) mm (屋内) mm 止水シート：厚さ mm	
8-f. 外壁サイディング補強	新設	新設杭：φ mm、厚さ mm 鉄筋：D13 あと施工アンカー：D13 外壁下地材： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： ：板厚 mm	
	新設	鉄扉補強材	
8-h. 鉄扉及びシャッター交換	新設	鉄扉鋼板：板厚 mm シャッターレール部： シャッタースラット部：板厚 mm ：板厚 mm	
8-i. 折板追設補強	新設	：板厚 mm	

(参考)  
添説建2-IX.1.6-1表~6-9表  
添付説明書-建2-付録2  
添説建3-IX.1.4-1表

371

変更理由

耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表ト建-3-1 放射線管理棟 建物の各部位の仕様表 (2/5)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚さ、高さ	図番号	工事内容			
放射線管理棟本棟	1階	西側 (18通り)	管理室と廊外との境界 (B-C-通り間)	RC		-	既設			
			備品室(20)/通路(3)と廊外との境界 (C-E-通り間)	RC		-	既設			
		西側 (14通り)	通路(1)と廊外との境界 (E-F-通り間)	鉄筋 (SD-65) + 壁25 (固定式)		RC	既設	既設	既設	交換 (壁:新設)
			通路(1)/空面所(1)と廊外との境界 (14-15通り間)	RC		RC	既設	既設	既設	補強
		北側 (9通り)	備品室(1)/廃液室(1)と成型工場との境界 (15-17通り間)	RC		鉄筋 (SD-71)	既設	既設	既設	交換
				RC		鉄筋 (1基)	既設	既設	既設	既設 (一部補強)
			更衣室(1)~廃水処理室と成型工場との境界 (17-24通り間)	RC		鉄筋 (3基)	既設	既設	既設	既設
		北側 (5通り)	廃棄物一時貯留所と廊外との境界 (24-25通り間)	サイディング (外側)		更新	既設	既設	既設	更新
				耐火被覆材 (内側)		新設	既設	既設	既設	新設

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

373

変更後

表ト建-3-1 放射線管理棟 建物の各部位の仕様表 (2/5)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚さ、高さ	図番号	工事内容			
放射線管理棟本棟	1階	西側 (18通り)	管理室と廊外との境界 (B-C-通り間)	RC		-	既設 (一部補強)			
			備品室(20)/通路(3)と廊外との境界 (C-E-通り間)	RC		-	既設			
		西側 (14通り)	通路(1)と廊外との境界 (E-F-通り間)	鉄筋 (SD-65) + 壁25 (固定式)		RC	既設	既設	既設	交換 (壁:新設)
			通路(1)/空面所(1)と廊外との境界 (14-15通り間)	RC		RC	既設	既設	既設	補強
		北側 (9通り)	備品室(1)/廃液室(1)と成型工場との境界 (15-17通り間)	RC		鉄筋 (SD-71)	既設	既設	既設	交換
				RC		鉄筋 (1基)	既設	既設	既設	既設 (一部補強)
			更衣室(1)~廃水処理室と成型工場との境界 (17-24通り間)	RC		鉄筋 (3基)	既設	既設	既設	既設
		北側 (5通り)	廃棄物一時貯留所と廊外との境界 (24-25通り間)	サイディング (外側)		更新	既設	既設	既設	更新
				耐火被覆材 (内側)		新設	既設	既設	既設	新設

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

373

変更理由

鉄扉/耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉/耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



表ト建-3-1-1 放射線管理棟 建物の各部位の仕様表 (3/5)

階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚、高h	図番号	工事 内容
1 階	北面所(1)と階段室(1)との境界 (16通り、E-F通り間)	F3電線防護ライン	RC		図ト建-13,19	補強
	構内室(1)と更衣室(1)の境界 (17通り、E-F通り間)	管理区域境界 火災区域境界 洪水防護区画境界	RC		-	既設
	更衣室(1)と北面所(2)との境界 (18通り、E-F通り間)	火災区域境界	RC		-	既設
	通路(3)と構内室との境界 (19通り、C-D通り間)	-	RC		-	既設
	通路(3)と更衣室(2)との境界 (19通り、E-F通り間)	-	RC		-	既設
	更衣室(2)とトイレ室との境界 (20通り、E-F通り間)	-	RC		-	既設
	トイレ室/更衣室(2)と洗面室との境界 (21通り、D-E通り間)	-	RC		-	既設
	トイレ室と構内室との境界 (21通り、E-F通り間)	火災区域境界	RC		-	既設
	洗面室と構内室との境界 (22通り、D-E通り間)	-	RC		-	既設
	階段室(2)と通路(4)との境界 (22通り、E-F通り間)	CB (コンクリートブロック)	RC		-	既設
	通路(4)と排水処理室との境界 (22.5通り、E-F通り間)	火災区域境界	RC		-	既設
			鉄扉(1基)			既設

374

放射線管理棟 本体

変更後

表ト建-3-1-1 放射線管理棟 建物の各部位の仕様表 (3/5)

階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚、高h	図番号	工事 内容
1 階	北面所(1)と階段室(1)との境界 (16通り、E-F通り間)	F3電線防護ライン	RC		図ト建-13,19	補強
	構内室(1)と更衣室(1)の境界 (17通り、E-F通り間)	管理区域境界 火災区域境界 洪水防護区画境界	RC		-	既設
	更衣室(1)と北面所(2)との境界 (18通り、E-F通り間)	火災区域境界	RC		-	既設
	通路(3)と構内室との境界 (19通り、C-D通り間)	-	RC		-	既設
	通路(3)と更衣室(2)との境界 (19通り、E-F通り間)	-	RC		-	既設
	更衣室(2)とトイレ室との境界 (20通り、E-F通り間)	-	RC		-	既設
	トイレ室/更衣室(2)と洗面室との境界 (21通り、D-E通り間)	-	RC		-	既設
	トイレ室と構内室との境界 (21通り、E-F通り間)	火災区域境界	RC		-	既設
	洗面室と構内室との境界 (22通り、D-E通り間)	-	RC		-	既設
	階段室(2)と通路(4)との境界 (22通り、E-F通り間)	CB (コンクリートブロック)	RC		-	既設
	通路(4)と排水処理室との境界 (22.5通り、E-F通り間)	火災区域境界	RC		-	既設
			鉄扉(SD-111)			補強

374

放射線管理棟 本体

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



表1建-3-1-1 放射線管理棟 建物の各部位の仕様表 (4/5)

階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm)	図番号	工事内容
1 階 放射線管理棟本体	作業室と廃棄物一時貯留所との境界 (24通り、C-D通り間)	RC	-	-	-	既設
	管理室(非管理区域)と検査室/待機室/廃棄物一時貯留所との境界、 管理室(非管理区域)との境界、 C-D通り、18-25、22-23通り間 (22.5通り、C-D通り間)	CB (コンクリートブロック) RC CB+RC				
	備品室(2)と通廊(3)との境界 (D通り、18-19通り間)	鉄扉(1基)+壁24				
	廃棄物貯留室と作業室との境界 (D通り、22-23通り間)	RC				
	備品室(2)と通廊(2)/通廊(3)との境界 (E通り、18-19通り間)	RC				
	機検室/廃棄室(2)と廃棄室との境界 (E通り、21-22通り間)	RC				
	通廊(4)と廃棄物貯留室との境界 (E通り、22-23通り間)	RC				
	廃水処理室と廃棄物貯留室との境界 (E通り、22.5-23通り間)	鉄扉(1基)				
	廃水処理室と廃棄物貯留室との境界 (E通り、23-24通り間)	RC				
		RC				
		RC				
		RC				

375

変更後

表1建-3-1-1 放射線管理棟 建物の各部位の仕様表 (4/5)

階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm)	図番号	工事内容
1 階 放射線管理棟本体	作業室と廃棄物一時貯留所との境界 (24通り、C-D通り間)	RC	-	-	-	既設
	管理室(非管理区域)と検査室/待機室/廃棄物一時貯留所との境界、 管理室(非管理区域)との境界、 C-D通り、18-25、22-23通り間 (22.5通り、C-D通り間)	CB (コンクリートブロック) RC CB+RC				
	備品室(2)と通廊(3)との境界 (D通り、18-19通り間)	鉄扉(1基)+壁24				
	廃棄物貯留室と作業室との境界 (D通り、22-23通り間)	RC				
	備品室(2)と通廊(2)/通廊(3)との境界 (E通り、18-19通り間)	RC				
	機検室/廃棄室(2)と廃棄室との境界 (E通り、21-22通り間)	RC				
	通廊(4)と廃棄物貯留室との境界 (E通り、22-23通り間)	RC				
	廃水処理室と廃棄物貯留室との境界 (E通り、22.5-23通り間)	鉄扉(SD-113)				
	廃水処理室と廃棄物貯留室との境界 (E通り、23-24通り間)	RC				
		RC				
		RC				
		RC				

375

変更理由

鉄扉/耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉/耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表1建-3-3 付属建物除染室・分析室 建物の各部位の仕様表(1/3)

階	建物名称	棟号	棟号位置	部位		材質	主な寸法(mm) 厚、高	図番号	工事内容
				境界位置	部位				
1階	除染室・分析室	東側 (20通り)	居室/通廊(3)(非管理区域)と屋外の境界 (R-2通り間)	外壁 防火区境界線 F0電撃防護ライン	サイディング(外側)	ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで	図1建-9 図1建-12	新設	
					既設				
			分析室と屋上の境界 (S-Q通り間)	外壁 管理区境界線 防火区境界線 F0電撃防護ライン	サイディング(外側)	ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで	既設		
					既設				
		転換加工室と除染室(2)/作業室(2) (20-25.5通り間)	他の建物との境界 防火区境界線	RC	既設	既設			
				既設					
		西側 (20通り)	転換加工室/分室分析室と分析室との境界 (22.5-25.5通り間)	他の建物との境界 防火区境界線	ALC	既設			
					鉄扉(3基)		既設		
			第2核燃料倉庫前室と除染室(3)との境界 (S'-1通り間)	間仕切り 他の建物との境界	ALC(上部)FLから1260h以上 RC(下部)FLから1260hまで	既設			
					鉄扉(1基)		既設		
第2核燃料倉庫前室と作業室(3)との境界 (S'-3通り間)	他の建物との境界 防火区境界線	ALC(上部)FLから1260h以上 RC(下部)FLから1260hまで	既設						
		鉄扉(1基)		既設					
北側 (1通り)	居室(非管理区域)と屋外の境界 (25-26通り間)	外壁 防火区境界線 F0電撃防護ライン	サイディング(外側)		ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで	既設			
			既設						

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

変更後

表1建-3-3 付属建物除染室・分析室 建物の各部位の仕様表(1/3)

階	建物名称	棟号	棟号位置	部位		材質	主な寸法(mm) 厚、高	図番号	工事内容
				境界位置	部位				
1階	除染室・分析室	東側 (20通り)	居室/通廊(3)(非管理区域)と屋外の境界 (R-2通り間)	外壁 防火区境界線 F0電撃防護ライン	サイディング(外側)	ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで	図1建-9 図1建-12	新設	
					既設				
			分析室と屋上の境界 (R-Q通り間)	外壁 管理区境界線 防火区境界線 F0電撃防護ライン	サイディング(外側)	ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで	既設		
					既設				
		転換加工室と除染室(2)/作業室(2) (20-23.5通り間)	他の建物との境界 防火区境界線	RC	既設	既設			
				既設					
		西側 (20通り)	転換加工室/分室分析室と分析室との境界 (22.5-25.5通り間)	他の建物との境界 防火区境界線	ALC	既設			
					鉄扉(1基)		既設		
			第2核燃料倉庫前室と除染室(2)との境界 (S'-1通り間)	間仕切り 他の建物との境界	ALC(上部)FLから1260h以上 RC(下部)FLから1260hまで	既設			
					鉄扉(1基)		既設		
第2核燃料倉庫前室と作業室(2)との境界 (S'-3通り間)	他の建物との境界 防火区境界線	ALC(上部)FLから1260h以上 RC(下部)FLから1260hまで	既設						
		鉄扉(1基)		既設					
北側 (1通り)	居室(非管理区域)と屋外の境界 (25-26通り間)	外壁 防火区境界線 F0電撃防護ライン	サイディング(外側)		ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで	既設			
			既設						

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

\*両向き鉄扉のうち、一方の鉄扉は撤去し、新設する。もう一方の扉は既設のままとなる。

変更理由

鉄扉/耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉/耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。



変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表ト建-3-3 付属建物除染室・分析室 建物の各部位の仕様表(3/3)

階	建物名称	境界位置	部位		材質	主寸法(mm) 厚、高	図番号	工事内容	
			除染室・分析室の管理区域との境界 (20-26通り間、Q-1通り間) (Q-1通り間)	管理区域境界 火災区境界 F0電線防護ライン					上側折板 下側折板
1階	除染室・分析室	除染室・分析室の非管理区域との境界 (20-26通り間、R-1間)	火災区境界	上側折板	石膏ボード			新設	
				下側折板				既設	
		管理区域と非管理区域との境界 (20-26通り間、R-1間)	火災区境界	上側折板	石膏ボード				既設
				下側折板					既設
分析室と通廊(1)/(2)との境界 (20-26通り間)	火災区境界	コンクリートブロック			図7建-57		交換		
作業室(2)と除染室(2)の境界 (20-26通り間、20-21通り間) (21通り、Q通り、S通り間)	火災区境界	石膏ボード					既設	更新	

380

変更後

表ト建-3-3 付属建物除染室・分析室 建物の各部位の仕様表(3/3)

階	建物名称	境界位置	部位		材質	主寸法(mm) 厚、高	図番号	工事内容	
			除染室・分析室の管理区域との境界 (20-26通り間) (Q-1通り間)	管理区域境界 火災区境界 F0電線防護ライン					上側折板 下側折板
1階	除染室・分析室	除染室・分析室の非管理区域との境界 (20-26通り間、R-1間)	火災区境界	上側折板	石膏ボード			新設	
				下側折板				既設	
		管理区域と非管理区域との境界 (20-26通り間、R-1間)	火災区境界	上側折板	石膏ボード				更新
				下側折板					既設
分析室と通廊(1)/(2)との境界 (20-26通り間)	火災区境界	コンクリートブロック			図7建-57		既設		
作業室(2)と除染室(2)の境界 (20-26通り間、20-21通り間) (21通り、Q通り、S通り間)	火災区境界	石膏ボード					既設	更新	

380

変更理由

耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。